

淀川水系宇治川圏域河川整備計画 (変更)

平成29年7月

京 都 府

目 次

第 1 章	河川整備計画の目標に関する事項	- 1 -
1.1.	圏域及び河川の概要	- 1 -
1.1.1.	圏域の概要	- 1 -
1.1.2.	圏域の河川の概要	- 5 -
1.1.3.	洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する現状と課題	- 6 -
1.1.4.	河川の利用及び流水の正常な機能に関する現状と課題	- 13 -
1.1.5.	河川環境に関する現状と課題(水質・生物・水辺空間)	- 14 -
1.2.	河川整備計画の目標に関する事項	- 18 -
1.2.1.	計画の対象区間	- 18 -
1.2.2.	計画の対象期間	- 18 -
1.2.3.	洪水による災害の発生の防止又は軽減に関する目標	- 18 -
1.2.4.	河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標	- 20 -
1.2.5.	河川環境の整備と保全に関する目標	- 20 -
第 2 章	河川の整備の実施に関する事項	- 21 -
2.1.	河川工事の目的、種類及び施行の場所	- 21 -
2.1.1.	河川工事の目的、種類及び施行の場所(治水)	- 21 -
2.1.2.	河川工事の目的、種類及び施行の場所(河川空間整備)	- 43 -
2.1.3.	河川の局所的な改良工事について	- 43 -
2.2.	河川の維持の目的、種類及び施行の場所	- 44 -
2.2.1.	河川の維持の目的	- 44 -
2.2.2.	河川の維持の種類及び施行の場所	- 44 -
第 3 章	その他河川の整備を総合的に行うための必要な事項	- 46 -
3.1.	出水時における情報提供と連携体制の強化	- 46 -
3.2.	地域と連携した災害に強いまちづくり	- 48 -
3.3.	地域住民との連携	- 48 -

第1章 河川整備計画の目標に関する事項

1.1. 圏域及び河川の概要

1.1.1. 圏域の概要

淀川は、その源を滋賀県山間部に発する大小支川を琵琶湖に集め、大津市から河谷状となつて南流し、桂川と木津川を合わせて大阪平野を西南に流れ、途中神崎川及び大川（旧淀川）を分派して大阪湾に注ぐ、幹川流路延長 75km、流域面積 8,240 km²の一級河川である。淀川のうち、滋賀県と京都府の府県境から、桂川、木津川と合流する三川合流点までの区間が宇治川と呼ばれている。

宇治川圏域は、京都市南部及び山城北部地域に位置し、圏域の府管理河川は宇治川に流入する 31 河川と滋賀県を經由して瀬田川（淀川）に流入する 3 河川を合わせた 34 河川である(図 1-1・表 1-1)。

圏域内の府管理延長の合計は約 107km、その流域面積は、約 268km²であり、京都市伏見区、山科区と宇治市、城陽市、八幡市、久御山町、宇治田原町、和束町の 4 市 3 町に及ぶ。

一級河川：国土交通大臣が直接管理する国土保全上または国民経済上特に重要な水系(一級水系)に係わる河川で、国土交通大臣が指定した河川(二級河川は、一級水系以外の府知事が管理する水系(二級水系)に係わる河川で、府知事が指定)



表 1-1 宇治川圏域の河川一覧

河川名(河川数は京都府管理を対象)				流路延長 (m)	流域面積 (km ²)
1次支川	2次支川	3次支川	4次支川		
古川				12,100	54.7
	井川			3,300	5.2
	名木川			1,600	6.5
東高瀬川(直)				(3,273)	10.1
東高瀬川				2,836	
	七瀬川			3,327	7.0
宇治川派流				2,727	1.6
	濠川			1,600	4.3
山科川(直)				(1,975)	52.0
山科川				9,930	
	堂の川			1,200	1.6
	合場川			1,053	3.5
	旧安祥寺川			4,836	7.5
		西野山川		1,600	1.0
			西野山川支川	1,000	0.7
	安祥寺川			2,895	4.3
	四宮川			2,300	6.7
		藤尾川		180	---
弥陀次郎川				2,000	1.3
岡本川				145	0.7
戦川				1,700	3.5
	新田川			1,100	1.6
志津川				9,000	10.7
田原川(直)				(1,800)	38.0
田原川				8,415	
	門口川			300	1.0
	犬打川			4,920	13.4
		符作川		1,300	1.7
		滝口川		1,300	3.3
	糠塚川			2,050	2.0
	大導寺川			2,200	3.3
	禅定寺川			2,445	3.7
	石詰川			610	1.0
寒谷川(直)				(2,900)	---
笠取川				7,200	8.7
大石川(滋賀県管理)				---	---
	奥山田川			4,200	3.0
		大福川		3,500	2.8
		里川		1,800	2.0
10河川	17河川	6河川	1河川	106,669	268.4

京都府管理河川:34河川

出典:河川調書(京都府)

宇治川圏域の地形は、圏域の中央を宇治川が貫流しており、京都盆地の東南部、木津川河谷の北端である巨椋池干拓地、山科盆地、東部の醍醐山地からなる。

圏域の地質は、圏域西部の低地は、砂・泥からなる。圏域東部の宇治田原町付近の山地部の地質は中・古生層が大部分を占め、砂岩層が多く、砂岩・チャート・泥質岩等の礫からなる。

圏域の植生は、宇治川左岸ではかつて巨椋池だった干拓地に水田雑草群落が広がっている。宇治川右岸の上流山地部ではスギ・ヒノキ植林及びコナラ、アカマツが広く分布している。

圏域内には、約72万人の府民が暮らすと推計される。昭和30年以降、交通網の発達と京都、大阪、奈良の中間に位置することから都市化の進展が著しく、人口は大きく増加してきたが、昭和60年以降は横ばいに推移している(図1-2)。

圏域の土地利用は、交通網の発達により京都、大阪のどちらへも移動しやすいことから、高度成長期に山科川・古川流域などで著しく市街化が進展している。一方、宇治川の東部及び南部の山林は、市街地に隣接した良好な自然環境であり、貴重な緑の空間を形成している。

圏域の交通は、大阪と滋賀・三重・愛知を結ぶ東西の幹線（名神高速道路、京滋バイパス、国道1号、国道307号、東海道新幹線、JR東海道本線など）と、京都と奈良・大阪を結ぶ南北の幹線（京奈和自動車道、第二京阪道路、国道24号、JR奈良線、近鉄京都線、京阪本線など）が発達している。また、名神高速道路の混雑解消等を目的とした新名神高速道路の建設事業が進められている。

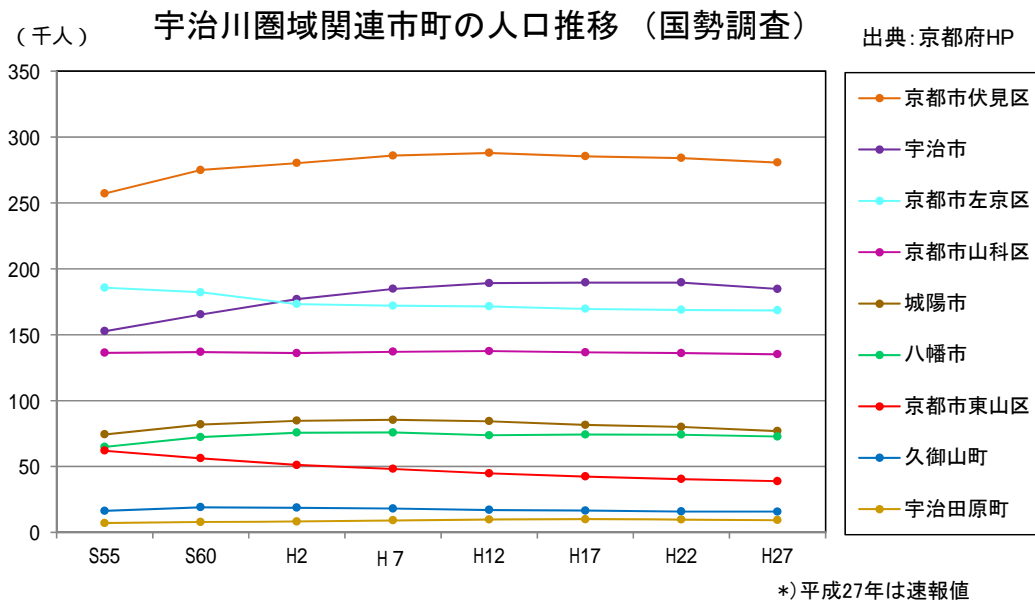


図 1-2 圏域市(区)町の人口推移

圏域の気候は、瀬戸内海気候に属し、最近30年間における年間平均降水量は約1,500mmで、全国平均約1,600mmとほぼ同程度である。6月、7月の梅雨期と9月の台風期に降雨が集中することが多く、11月から2月にかけての冬季は乾燥期に入る。年平均気温は、京都で16℃、京田辺、大津で15℃と、全国平均よりわずかに高い(図1-3)。

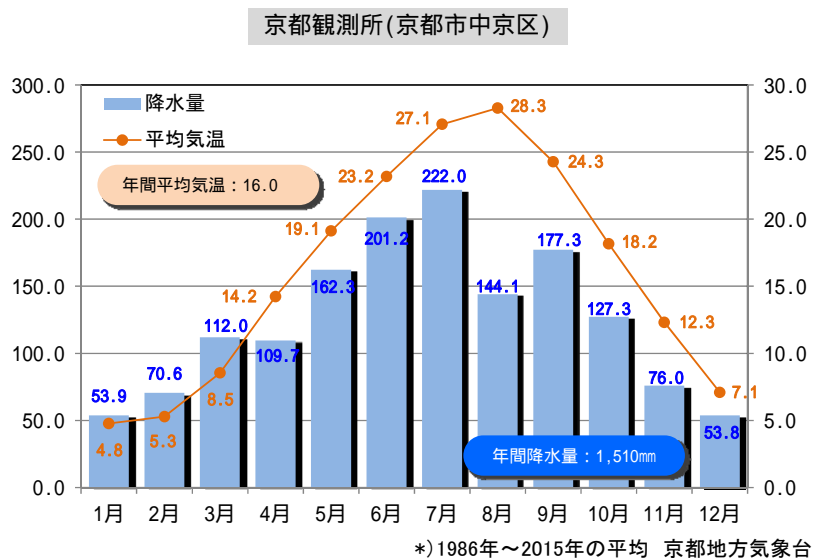


図 1-3 気温と降水量

圏域の歴史は、山科地区に天智天皇陵が造営されたことから古くから開けていたことがうかがえる。8世紀の平安遷都に伴い、旧都奈良と京都を結ぶ奈良街道の往来が活発化すると、風光明媚な宇治川や巨椋池の周辺地域は藤原摂関家をはじめとする貴族らの別業(別荘)地となり、源氏物語・宇治十帖の舞台ともなった。

また、宇治・伏見は、京都の南の玄關口にあたり、川と道が交わり、巨椋池が広がる水陸交通の要衝の地であることから、しばしば合戦場となり、時代の転換期の舞台となった。安土桃山時代には、伏見に豊臣秀吉の晩年の居城となった伏見城が建設され、城下町として発展した。

圏域内には、平等院鳳凰堂、醍醐寺、宇治上神社などの世界遺産(世界文化遺産)や、安祥寺、勧修寺、曼荼羅寺などの旧跡・名所が多く存在しており、年間を通して国内外からの観光客で賑わう。



図 1-4 平等院鳳凰堂

巨椋池は、かつて、宇治川、木津川、桂川、鴨川などが集まる湖だった。安土桃山時代の太閤堤による宇治川の流路変更が始まり、明治期の河川改修による完全分離を経て、昭和初期に干拓され農地となった。太閤堤は、豊臣秀吉が伏見城築城に伴い築いた堤防で、これによって伏見港の水位が保たれ、同時に伏見に物流が集中するようになり、宇治川の流れをほぼ現在の位置に変えた。

伏見港は「伏見の浜」と呼ばれ、伏見城が築かれた安土桃山時代から第2次世界大戦まで、淀川舟運の拠点だった。特に、江戸時代には、大坂～京都の中継点として三十石舟や高瀬舟などが往来し、港町として栄えた。

江戸時代初期には角倉了以により高瀬川が開削され、京都の二条から伏見との間を結んだ(昭和10年洪水後の鴨川改修に伴い、現在は分断されている)。また、明治時代中期には琵琶湖疏水が建設され、濠川に合流している。

1.1.2. 圏域の河川の概要

本圏域は、人口や資産が集中した市街地を流下する河川、氾濫原に広大な低平地を抱える河川、山間部を蛇行しながら流下する河川など、河川の有する特性は様々である。圏域内の河川をそれらの特性で分類し課題を整理するため、地形や河川の特徴、土地利用状況から、圏域を大きく3つのブロックに分割する。

宇治川下流右岸ブロックは、古くから市街地が形成され、人口も多く、資産が集中しているブロックである。宇治川下流左岸ブロックは、木津川河谷の平地を中心に広い範囲に市街地が形成されたブロックである。宇治川上流ブロックは、山地が多くを占め、自然が豊かなブロックである。

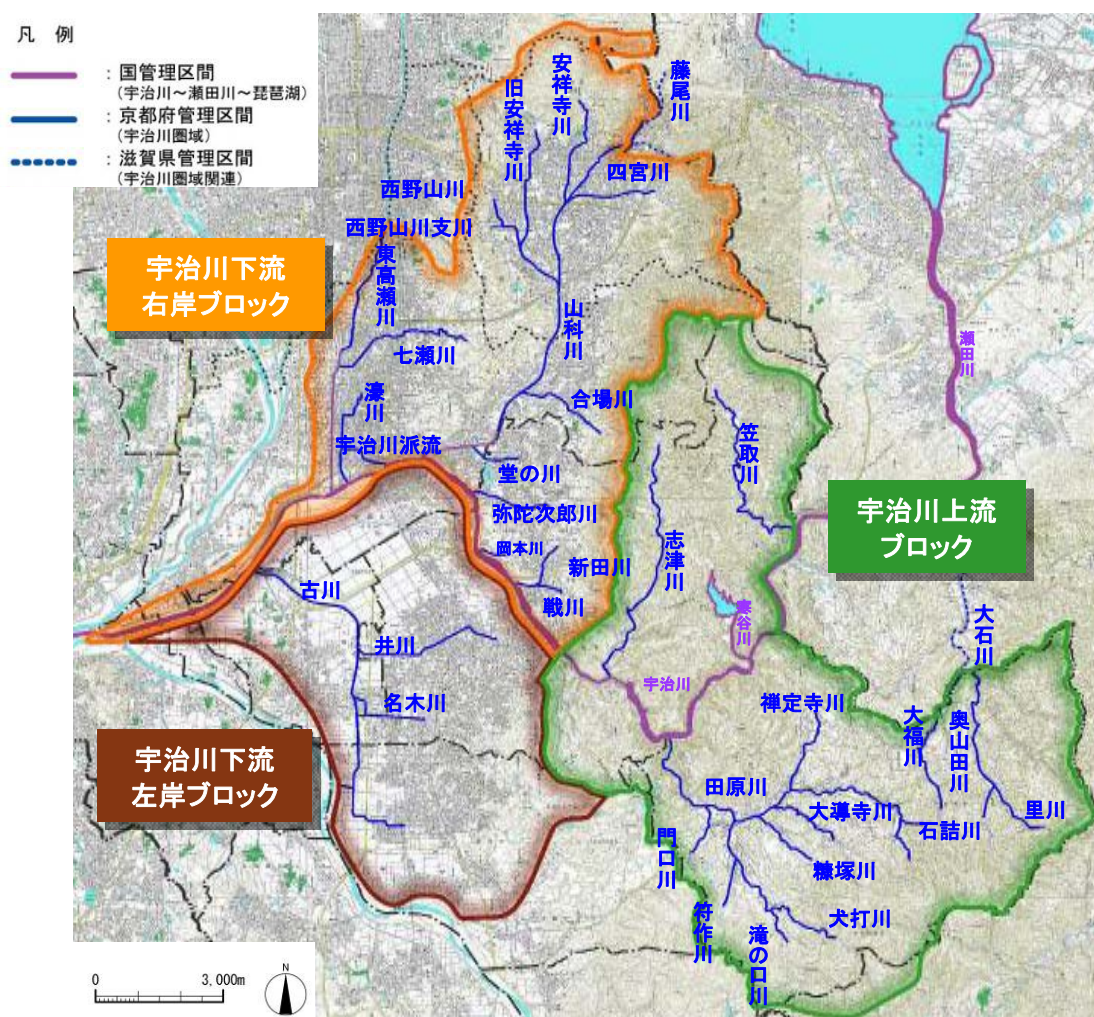


図 1-5 宇治川圏域のブロック区分

【宇治川下流右岸ブロック】

宇治市の北西部、京都市の南部、八幡市の一部から構成され、宇治市、京都市を中心に市街地が広い範囲で形成されている。東高瀬川、宇治川派流、山科川、弥陀次郎川、岡本川、戦川及びそれらの支川が流れ、その総流路延長は約40km、流域面積は約107km²である。

上流の一部を除いて、市街地を流れる都市河川であり、宇治川の堤防に対して地盤が低く排水機場が設置された河川(宇治川派流、堂の川)山地の水だけを集める天井川(戦川、弥陀次郎川)がある。宇治川派流には、かつて舟運に使われていた三栖閘門が下流(国管理区間)に設置されている。

【宇治川下流左岸ブロック】

京都市伏見区の一部、宇治市の南西部、城陽市、久御山町、八幡市の一部から構成され、宇治市、城陽市を中心に市街地が広い範囲で形成されている。古川と支川の井川、名木川が流れ、その総流路延長は約 17km、流域面積は約 66km²である。

宇治川下流左岸ブロックの北部の低地部はかつての巨椋池であり、干拓事業は、太閤堤の時代に始まり、最も標高の低い地区は昭和初期に、それぞれ陸地化された。

【宇治川上流ブロック】

宇治市の東部、宇治田原町から構成され、山地が多くを占め、自然が豊かである。宇治川・瀬田川(いずれも淀川)に合流する一次支川の志津川、笠取川、田原川、奥山田川及びその支川から構成される。奥山田川は大福川の合流直後に県境を越え、滋賀県管理の大石川と名を変えて瀬田川に合流している。その総流路延長は約 49km、流域面積は約 95km²である。

大部分の区間で渓谷部を流れ、盆地部は、宅地が点在する。主要河川は、昭和 28 年洪水後の河川改修により、整備されている。

1.1.3. 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する現状と課題

【水害の状況】

宇治川圏域では、過去から幾度となく洪水が発生し浸水被害を受けてきた。特に、昭和 28 年 8 月の南山城水害では、氾濫や土石流の発生、堤防の決壊などによって甚大な被害が発生した。また、同年 9 月の台風 13 号では京都府域全体が大雨に見舞われ、宇治川の堤防が決壊するなど、圏域内の各地で浸水被害が発生した。

昭和 61 年 7 月の梅雨前線豪雨により、古川上流部と井川が氾濫し、広範囲にわたって田畑が冠水するなど甚大な被害が生じた。また、平成 20 年から 23 年にかけては、局地的な豪雨等により、井川と古川上流部で溢水や内水氾濫による床上・床下浸水被害が発生している。

平成 24 年 8 月の府南部豪雨では弥陀次郎川の天井川区間で堤防が決壊、古川・井川・名木川及び戦川・新田川で氾濫、志津川では家屋が流出するなど大きな被害が発生した。

また、平成 25 年 9 月の台風 18 号では、古川、七瀬川、堂の川(木幡池)、旧安祥寺川、山科川、安祥寺川、四宮川において、家屋浸水被害が発生した。

表 1-2 宇治川圏域における主な水害

河川名	年月	洪水名	原因	床下浸水(棟)	床上浸水(棟)	出典	備考
古川	昭和57年 8月	台風10号	有堤部溢水	3		水害統計	
	昭和58年 8月	豪雨	無堤部浸水	6		水害統計	
	昭和58年 9月	台風10号	無堤部浸水	6		水害統計	
	昭和61年 7月	梅雨前線豪雨		1,423	119	京都府HP	城陽市,久御山町
	平成 2年 9月	台風19号	内水	1		旧宇治土木事務所資料	城陽市寺田
	平成 7年 8月	豪雨	無堤部浸水,内水	272	5	旧宇治土木事務所資料	城陽市寺田
	平成11年 6月	豪雨	内水	1		旧宇治土木事務所資料	城陽市寺田
	平成20年 6月	豪雨		5		京都府災害警戒本部資料	城陽市,久御山町
	平成22年 8月	豪雨		7	2	京都府災害警戒本部資料	城陽市寺田
平成24年 8月	豪雨		515	46	京都府災害警戒本部資料	城陽市	
平成25年 9月	台風18号		1		水害統計	城陽市	
井川・名木川	昭和58年 8月	豪雨	無堤部浸水,内水	5		水害統計	
	昭和61年 7月	梅雨前線豪雨		1,654	78	京都府HP	宇治市
	平成 5年 8月	豪雨	無堤部浸水,内水	39	1	旧宇治土木事務所資料	宇治市伊勢田,小倉
	平成11年 6月	豪雨	無堤部浸水,内水	53	8	旧宇治土木事務所資料	宇治市伊勢田,小倉
	平成11年 9月	豪雨	内水	1		水害統計	
	平成12年11月	台風20号		3		「宇治市地域防災計画」資料	宇治市伊勢田ウト口,井尻
	平成13年 7月	豪雨		6		「宇治市地域防災計画」資料	宇治市小倉,蔭山,広野
	平成20年 6月	豪雨		130	6	京都府災害警戒本部資料	宇治市伊勢田,小倉,大久保
	平成20年 7月	豪雨		7	1	京都新聞(平成20年7月9日)京	宇治市伊勢田ウト口
	平成21年 6月	豪雨		206	8	京都府災害警戒本部資料	宇治市伊勢田,小倉,大久保
	平成23年 7月	豪雨		25	2	京都府災害警戒本部資料	宇治市小倉
平成24年 8月	豪雨		452	86	京都府災害警戒本部資料	宇治市伊勢田,小倉	
東高瀬川	平成11年 6月	梅雨前線豪雨	内水	54	5	水害統計	
	平成 3年 7月	豪雨		7		京都市資料	京都市伏見区
七瀬川	平成元年 9月	豪雨		12		京都市資料	京都市伏見区
	平成 3年 7月	豪雨		1		京都市資料	京都市伏見区
	平成11年 6月	梅雨前線豪雨		2		京都市資料	京都市伏見区
	平成25年 9月	台風18号		3		水害統計	京都市伏見区
堂の川	平成24年 8月	豪雨		73	45	京都府災害警戒本部資料	宇治市木幡
	平成25年 9月	台風18号	内水	6	9	水害統計	宇治市木幡
旧安祥寺川	昭和58年 9月	台風10号		1		京都市資料	京都市山科区
	平成16年 8月	豪雨		41	3	京都市資料	京都市山科区
	平成25年 9月	台風18号		75	4	水害統計	京都市山科区
西野山川・同支川	昭和55年 8月	豪雨		300		西野山川都市小河川改修事業全体計画書	
	昭和58年 9月	台風10号		250			
	平成16年 8月	豪雨		3		京都市資料	京都市山科区
弥陀次郎川	平成24年 8月	豪雨		262	161	京都府災害警戒本部資料	宇治市五ヶ庄
戦川・新田川	昭和45年 9月	豪雨		78	1	戦川小規模河川改修事業全体計画書	
	平成24年 8月	豪雨		275	209	京都府災害警戒本部資料	宇治市莒道
志津川	平成24年 8月	豪雨		49	20	京都府災害警戒本部資料	宇治市炭山,志津川
山科川	平成16年 8月	豪雨	内水	1		京都市資料	京都市山科区
	平成25年 9月	台風18号	内水	3	11	水害統計	京都市山科区
安祥寺川	平成11年 6月	梅雨前線豪雨	内水	11		水害統計	
	平成25年 9月	台風18号		77	14	水害統計	京都市山科区
四宮川	平成11年 6月	梅雨前線豪雨	内水	4		水害統計	
	平成25年 9月	台風18号		53	34	水害統計	京都市山科区
門口川	昭和57年 8月	台風10号	内水	12		水害統計	
	昭和61年 7月	梅雨前線豪雨	内水	2		水害統計	
糠塚川	昭和61年 7月	梅雨前線豪雨	内水	3		水害統計	
大導寺川	昭和61年 7月	梅雨前線豪雨	内水	2		水害統計	
禪定寺川	昭和61年 7月	梅雨前線豪雨	内水	3		水害統計	

有堤部溢水：築堤区間で河川の水が堤防を超えて溢れること
 無堤部浸水：堤防の無い掘り込み区間から河川の水が溢れること



弥陀次郎川の堤防決壊(宇治市五ヶ庄)



志津川の河岸決壊(宇治市志津川)



田原川(犬打川と田原川の合流点付近:
綴喜郡 宇治田原町 贊田)



古川の溢水による道路冠水(城陽市樋尻)

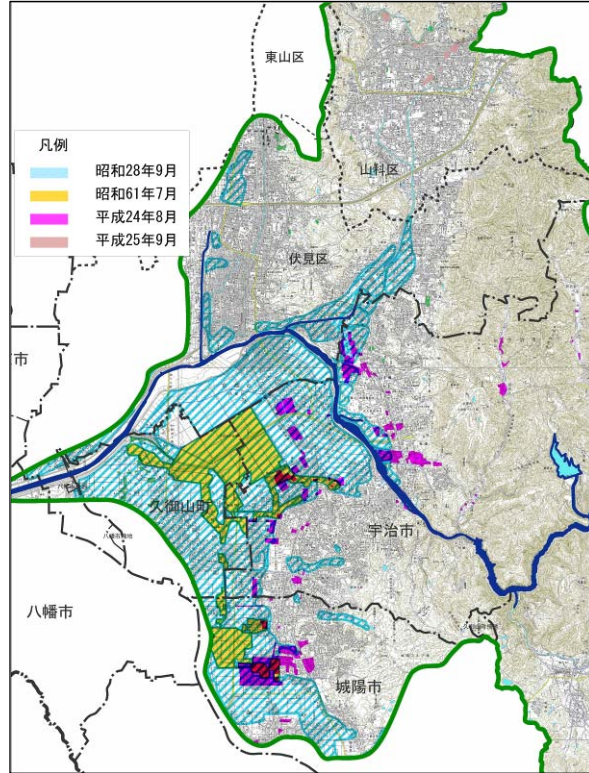


図 1-6 主要洪水の浸水域



安祥寺川の溢水による
京阪京津線の浸水状況(京都市山科区)



四宮川の溢水による家屋浸水(京都市山科区)

【治水事業の経緯】

田原川では、昭和 28 年の浸水被害を契機に災害復旧事業が実施され、河道拡幅等の整備が行われた。四宮川では、昭和 31 年度より河道整備が行われ、暫定計画でおおむね整備済みである。山科川、旧安祥寺川、安祥寺川では、沿川の宅地化に伴い、それぞれ昭和 37、45、45 年度より、河道拡幅、掘削に着手し、上流部を除いて完成している。東高瀬川では、昭和 44 年度より、下流から河道拡幅及び掘削を進めており、上流部を残して完成している。

古川では、昭和 46 年度に事業着手した。昭和 61 年 7 月の浸水被害を契機に、「河川激甚災害対策特別緊急事業」により城陽排水機場を設けるなどの整備を進めてきた。古川支川の井川では、昭和 60 年度に事業着手し、河道掘削と護岸整備が進められている。弥陀次郎川では、平成 2 年度より、下流から堤防整備や天井川の切り下げなどを進めている。七瀬川では、平成 4 年度より事業着手し、下流区間の上下二層式河川が平成 19 年度に完成した。戦川では、昭和 54 年より事業着手した。西野山川・西野山川支川では平成 5 年度に事業着手し、拡幅、掘削、^{しょうすいろ}捷水路(ショートカット水路)整備が進められている。



城陽排水機場

【治水事業の現状と課題】

圏域の河川の整備状況（概ね 1 時間 50mm の降雨水準に対する整備率）は、平成 27 年度末で約 36.3%となっており、京都府全体の整備率約 36.2%と同程度の値を示している（図 1-7）。

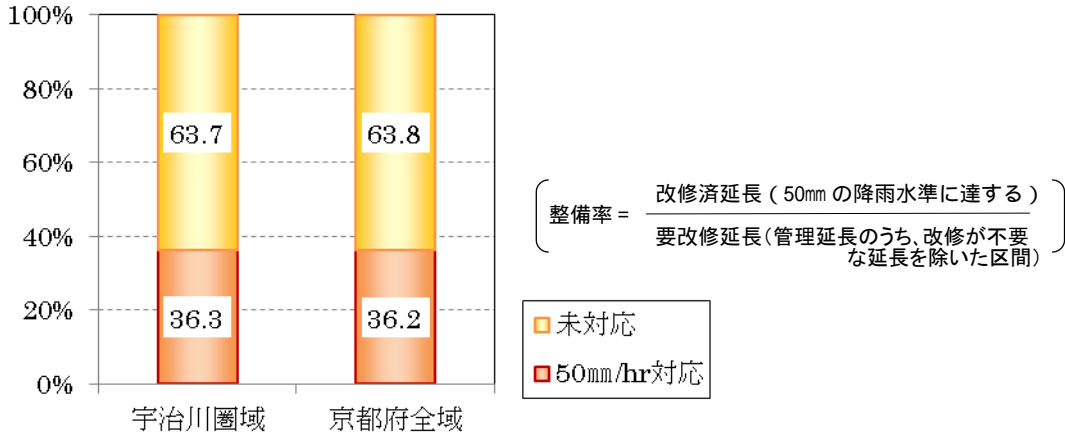


図 1-7 圏域内河川の河川別整備率

人口集中地区を流下する河川において、概ね 1 時間 50 mmの降雨水準に達していない区間では、優先的に河川整備を進め治水安全度の向上を図る必要がある。既往洪水によって被害を受けた区間については、再度災害防止を図るため河川整備を図る必要がある。また、事業実施中の区間については、優先度の高い事業の速やかな完成を目指す必要がある。

その他、必要に応じて局部的な改良工事や、洪水等により被災した場合には直ちに復旧するなど、状況に即した適切な対応を図る必要がある。

また、都市部では大規模な家屋移転を伴うなど、河川整備には多大な年月を要することが多く、近年頻発する局地的な集中豪雨等により、未整備河川の溢水のほか流入する普通河川や道路側溝、下水道管など排水路の能力不足によって浸水が発生し、地下駐車場等の浸水など都市型水害の恐れも顕在化している。このため、計画的な河川整備や下水道の雨水対策に加え、京都府及び市町村が連携・協働を図り、個々の家庭での雨水貯留浸透施設、校庭・公園での貯留施設など、雨水の流出抑制対策に係る流域での取り組みを進め、警戒避難に係るソフト対策などを組み合わせた、総合的な治水対策を図る必要がある。

宇治川圏域では、下流右岸ブロックと下流左岸ブロックの河川流域に人口集中地区が集中している。一方、上流ブロックは大部分を山地が占める地域である。各ブロックごとの河川の特性を踏まえた課題については、以下のとおりである。



図 1-8 圏域内河川の整備状況

宇治川下流右岸ブロックは、山科川や東高瀬川などの流域で、高度経済成長期の宅地開発により都市化が進展し、氾濫域への人口・資産の集積が進んでいる。都市化と並行して主要河川の整備が実施されているが、現在は各河川の上流部が未整備となっている。また、伏見地区は、安土桃山時代に伏見城の城下町として発展し、河川沿いには昔ながらの密集市街地が広がる。これら、沿川や流域で密集した市街化がみられる河川では、未整備区間を対象に引き続き河道拡大や捷水路など河川整備を図る必要がある。特に、近年の出水で河川が氾濫するなど浸水被害が発生している区間では、優先的に河川整備を進める必要がある。弥陀次郎川は、旺盛な土砂生産により下流部は天井川の形状をなしており、平成 24 年府南部豪雨では天井川の堤防が決壊し家屋損壊や市街地浸水など広範囲に大きな被害が発生した。このため、決壊箇所の応急復旧と監視体制の強化に努め、再度災害防止の観点から、河床の切り下げや河川断面の拡大により天井川区間の治水安全度向上を図ったところであり、引き続き上流部の未整備区間の治水安全度の向上を図る必要がある。また、鉄道交差部等が局所的なネック箇所となっている河川では、ネック箇所前後の一連区間について重点的に河川整備を図る必要がある。

宇治川下流左岸ブロックの北部はかつて巨椋池があった地域であり、古川や農業用の排水幹線は、宇治川水位の上昇した場合に久御山排水機場(国交省)、巨椋池排水機場(巨椋池排水機場管理協議会)の2箇所の排水機場により排水され、古川の水位が上昇した場合には城陽排水機場(京都府)により木津川に排水されている。古川や支川井川・名木川では、流域内の丘陵地で高度成長期に宅地化が急速に進行し、本来、流域が持つべき保水能力が低下して、集中豪雨時の河川の氾濫や内水氾濫による浸水被害の頻度が増した。近年は、低平な地域にも新興住宅が進出したため、浸水による家屋被害が増大する要因となっている。これら低平地に人口や資産が密集する河川では、一旦氾濫すると浸水範囲、浸水時間は比較的大きなものとなり社会的影響も増大することから、河道整備など治水対策を図る必要がある。

宇治川上流ブロックは、昭和28年8月災害に対応した災害復旧事業が行われ、田原川、犬打川の河道整備は概ね1時間に50mmの降雨水準に達している。これら水害を契機に一定整備された河川や中山間地域を流下する河川については、局部的な改良や適切な維持補修等により、現在の治水安全度を維持するとともに、平成24年府南部豪雨で大きな浸水被害が発生した志津川では、災害復旧に併せ再度災害を防止する河川整備が平成27年7月に完了した。なお、宇治川上流ブロックでは、昭和60年代以降に工業団地が開発され、現在も工業団地^{ぬだ}・立川地区が整備中であるため、市街地整備の進展に合わせた治水対策の実施について検討する必要がある。

維持管理に関しては、洪水を安全に流下させるため、河川巡視や河川管理施設等の点検を行い、危険箇所や老朽箇所の早期発見とその補修を実施し、河床の土砂堆積が著しく洪水の流下に障害となる場合は、河積の確保により流下能力を維持している。今後も、定期的な堤防の除草や洪水流下断面の確保・維持を目的に、自然環境に配慮しつつ堆積土砂の掘削や河道内樹木の伐開、その他適切な維持管理を継続的に実施する必要がある。また、ゴミ等の不法投棄、堤防上への駐車など不法行為は、洪水の安全な流下の障害、水防活動への支障、河川環境悪化の恐れがあるため、警告看板の設置を行い、利用に際し危険と思われる箇所では、注意を促す立て看板の設置等により、河川の安全な利用について配慮する必要がある。

なお、圏域内では、様々な住民団体・個人が、河川美化、環境保全、環境教育について活動している。特に、山城地域を対象に山城うるおい水辺パートナーシップ事業を展開し、地域の住民団体等が実施する定期的で継続的な美化清掃や環境保全、調査研究その他河川愛護ボランティア活動の支援を行っている。今後も、これらの活動が継続・発展されるよう、必要に応じた支援を続けるとともに、関係機関との連携・協働を強化する必要がある。

また、地域住民や防災機関(市町村、水防団・消防団、自主防災組織など)が、自助・共助・公助の活動を円滑に行うために、防災情報の充実と地域の河川情報などについて共有化し、出水時の被害軽減に努める。さらに、地域や学校などと連携し、防災・減災教育や避難訓練などの取り組みを通じて、地域防災力を高めていく必要がある。

1.1.4. 河川の利用及び流水の正常な機能に関する現状と課題

【利水の現状と課題】

宇治川圏域は、宇治川や支川からの農業用水の取水が行なわれ、圏域内には古くから水路網が存在しており、現在も流域を潤している。

圏域における水利権は97%が農業用水であり、河川別では田原川の利用が多く、農業用水以外では笠取川で防災用水、田原川で雑用水として利用されている(図1-9)。

関連市町の上水道は、京都市内においては琵琶湖疏水、山城北地域は地下水と京都府営水道が供給する用水(天ヶ瀬ダム(宇治川)から取水)を水源としており、その他の河川についても、近年、湯水による瀬切れや農作物の被害の報告はなく適切な水利用がなされており、また、水需要に大きな変化がないことから、引き続き、水循環、地下水涵養等について配慮しつつ現在の流況の維持に努める必要がある。

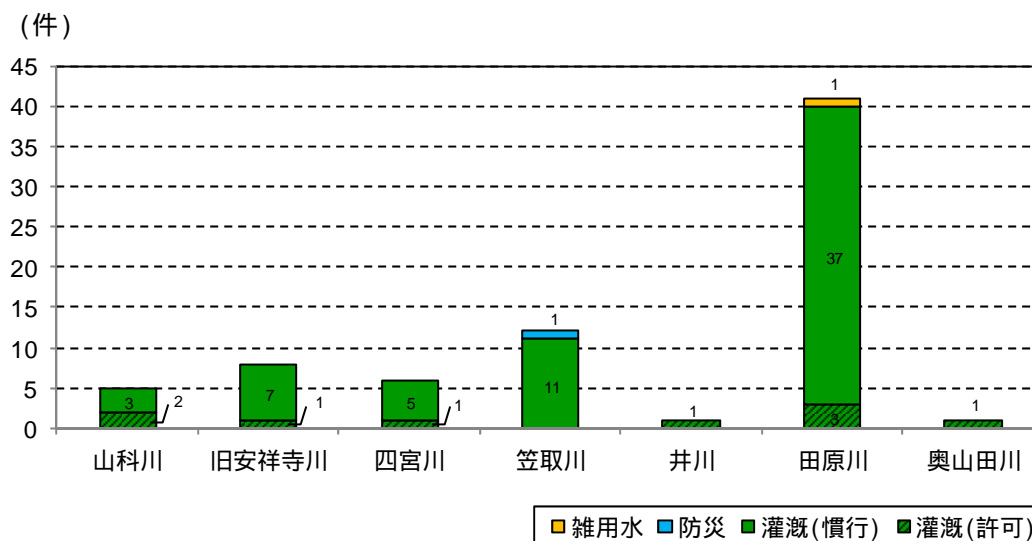


図 1-9 河川別水利権状況

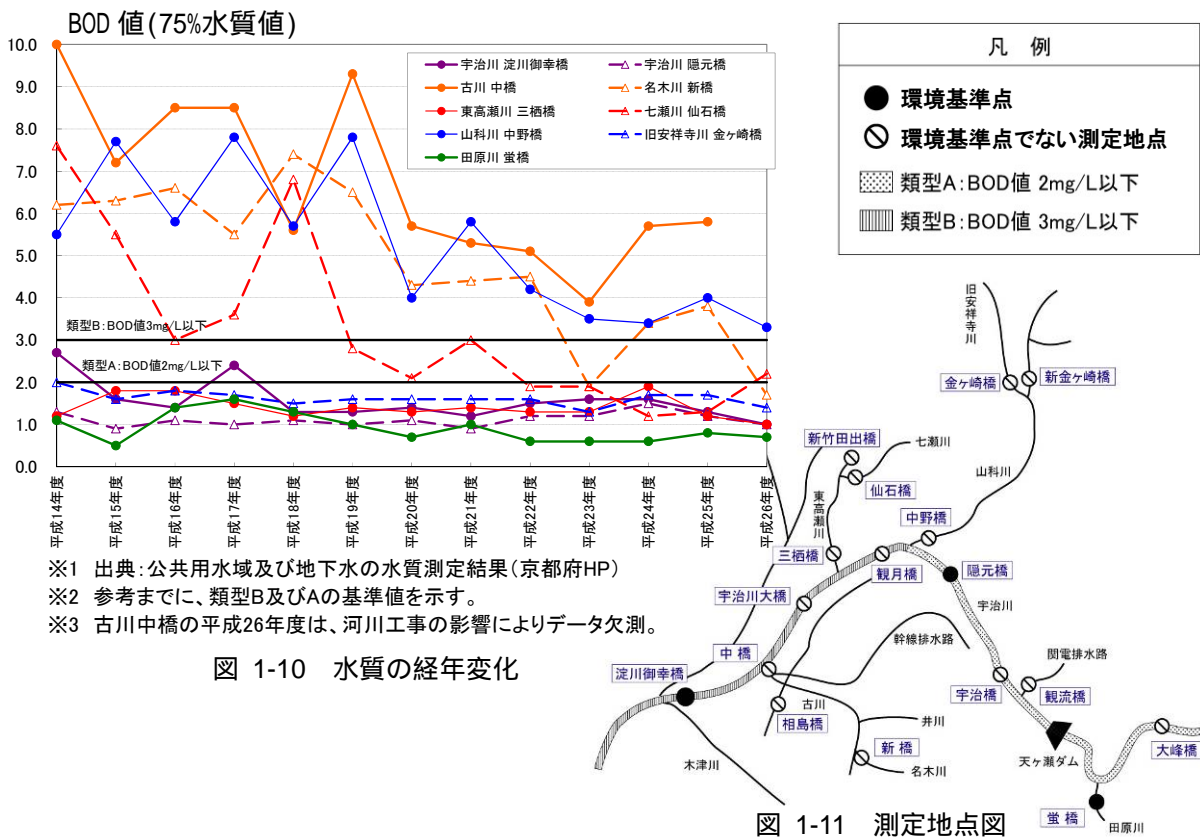
1.1.5. 河川環境に関する現状と課題（水質・生物・水辺空間）

【水質】

水質環境基準が設定されている宇治川本川では、山科川合流点より上流域が類型Aに指定されており、環境基準点の隠元橋においてBOD値(75%水質値)が環境基準2mg/Lを近年下回っている。また、類型Bに指定されている山科川合流点より下流域についても、環境基準点の淀川御幸橋においてBOD値が環境基準3mg/Lを近年下回っている。圏域内河川で水質環境基準が設定されている田原川は、全域が類型Aに指定されており、環境基準点の蛸橋においてBOD値が環境基準2mg/Lを近年下回っている。

水質環境基準が設定されていない其他河川について、BOD値が2~3mg/Lを越える河川では、近年緩やかな水質改善傾向が見られる。また、BOD値が2~3mg/Lを下回る河川では、経年的に大きな変化は無く概ね良好な水質を維持している(図1-10・図1-11)。

下水道は京都市、城陽市、八幡市及び久御山町でほぼ100%普及しており、他の市町でも近年、下水道の普及が進んでいる。今後とも、下水道等の整備や、水質向上に向けた取り組みを進めるとともに、関係機関や住民と連携協働し、良好な水質環境の維持・改善に努める必要がある。



BOD：生物化学的酸素要求量のことで、水の汚れを示す指標に用いられる。値が大きいほど汚れていることになる。

【生物】

宇治川上流ブロックでは、スジシマドジョウ(種名・亜種名は不明)、ナゴヤダルマガエル(府絶滅寸前種、国絶滅危惧 B類)など希少種の生息が確認されており、比較的良好的な生物環境を有する志津川の水生生物調査では、オイカワ、ドンコ、カワヨシノボリ、カワムツなどの魚類が確認されている。

下流右岸ブロックや上流ブロックで山地を流下する河川では、良好的な自然が残され、貴重な動植物も確認されていることから、今後も生物環境の変化に注視し、多様な生物の生息・生育・繁殖環境を保全する必要がある。また、地域や各種団体とも連携・協働した清掃活動などを通じ、良好的な河川環境の保全に取り組む必要がある。

また、圏域内の河川で外来種の生息が確認されているため、対策を調査・検討しつつ、地域固有の生物の生息・生育・繁殖環境を保全していく必要がある。

<参考文献>

※1 京都府レッドデータブック2015

※2 環境省レッドリスト2015

※3 第2回自然環境保全基礎調査(S53・54環境庁)

(ただし、近年の調査・文献で生息が確認されなかった動植物(イタセンパラ、タガメ等)については表示していない。)



ナゴヤダルマガエル(宇治田原町)
府絶滅寸前種、国絶滅危惧IB類(EN)
出典:環境省レッドデータブック



マルタニシ(宇治田原町)
府準絶滅危惧種、
絶滅危惧II類(VU)



カワムツ

【水辺空間】

伏見港は、かつて京都と大阪を結ぶ交通の要衝として栄えた河川港であり、宇治川派流の全区間と宇治川本川の京都市区間及び濠川の一部が港湾区域に指定されている。現在は、その一部が「伏見みなと公園」として整備され、都市内の貴重な水辺空間となっている。宇治川派流は、周辺に歴史的・景観的資源が数多く存在し、映像作品の撮影地としても活用されている。春季～秋季には、観光船(十石船・三十石船)が運航されるなど、歴史・景観を重視した整備・利用が行われている。

密集市街地を貫流する七瀬川では、2層式河川の上部がせせらぎ水路として整備されている。山科川などでは、護岸等の環境整備、散策道の整備が行われているなど、都市部の貴重なオープンスペースの提供が行われている。

山地部の笠取川では宇治市営研修施設と一体化した利用が行われ、上流農村部の田原川では桜並木など地元で親しまれているなど、豊かな自然環境・環境学習の場となっている。

今後は、引き続き、貴重な文化財や優れた景観など、歴史や周辺環境との調和に配慮し、豊富な自然を活かした水辺空間の利用促進に努める必要がある。

また、地域住民のニーズを取り入れた親水性のある水辺空間を創出するとともに、良好な水辺空間の維持に対する意識の啓発に努め、急な出水時の利用者の安全対策等、河川水難事故防止について地域と連携・協働して進めていく必要がある。



十石船と酒蔵(宇治川派流)



宇治市総合野外活動センター「アクトパ
ル宇治」川の広場(笠取川)



2層式河川上部のせせらぎ整備(七瀬川)

出典:京都市パンフレット「水鏡」

堂の川（木幡池^{こはたいけ}）は、宇治川右岸ブロックに残された貴重な水辺空間であり、良好な自然環境を維持・復元しつつ適正な水辺利用を図るため、今後、取り組むべき課題は以下のとおりである。

【堂の川（木幡池）の水質・生物・水辺環境】

堂の川（木幡池）は、昭和 30 年代から市街化の進展により水質が悪化し、一時期は悪臭を伴っていたが、近年は下水道の普及により改善されつつある。依然としてアオコの発生などが問題になっており、富栄養化の抑制や悪臭の低減を図るため、必要に応じて、底泥浚渫等を実施する必要がある。

植物では、北池全域と南池東部を中心に希少種である浮葉植物や抽水植物などを確認した。一方、4 種の特定外来生物が確認され、過去にはボタンウキクサが異常繁茂し、生態系の攪乱が懸念された。鳥類は重要種数が多く、北池と南池東部で希少種のオオヨシキリが繁殖している。今後も、木幡池周辺地域固有の動植物の生息・生育・繁殖環境を保全に努める必要があるとともに、外来植物が繁殖した場合には、適切な維持管理を行う必要がある。

水辺空間の利用に関しては、ヨシ群落や水面には水鳥などの生息種数が多く野鳥の観察スポットとして知られている。また、北池と南池では釣りや散策・犬の散歩などの利用も見られる。周辺で公道に接する区間が限られるため湖面へのアプローチは限定されるが、洪水時以外の水位は安定している。今後は、平成 21 年 8 月に国土交通省から認可された宇治市の「かわまちづくり」計画などを踏まえ、貴重な水辺の自然環境を保全しつつ、まちづくりと一体となった河川空間整備を地域住民や関係市と連携・協働し進める必要がある。

1.2. 河川整備計画の目標に関する事項

1.2.1. 計画の対象区間

本整備計画の対象区間は、宇治川圏域における京都府管理の一級河川の区間とする。

1.2.2. 計画の対象期間

本整備計画の対象期間は、概ね 30 年間とする。

なお、本整備計画は、現時点(平成 28 年)の圏域の社会状況、自然環境及び河道状況等を踏まえ作成するものであり、今後、これらの状況の変化や、新たな知見等により適宣見直しを行う。

1.2.3. 洪水による災害の発生の防止又は軽減に関する目標

圏域の整備計画の目標は、概ね 10 年に 1 回程度の降雨により予想される洪水を安全に流下させることを目指すこととするが、圏域の全ての河川について直ちに被害軽減を図ることは、予算的、時間的な制約があり困難である。このため、本整備計画では、想定氾濫区域内の人口と資産、河川の現況流下能力、近年の出水における被害の発生状況、既存事業の継続性などを総合的に勘案し、古川、井川、名木川、東高瀬川、七瀬川、旧安祥寺川、西野山川、西野山川支川、弥陀次郎川、戦川、新田川、志津川、安祥寺川、四宮川(山科川の一部を含む)、堂の川(木幡池)の 15 河川について、重点的かつ優先的に整備を実施するものとする。また、これら河川の整備目標は、地域状況や河川特性などを考慮し設定された長期的な将来の目標を踏まえ、上下流(本支川)バランス、浸水被害の早期軽減、投資可能な事業費などの観点で、今後概ね 30 年間で実現可能な目標規模を設定する(表 1-3)。なお、山科川、藤尾川については、浸水被害の発生や地域への影響などを踏まえ河川改修の実施時期を検討する。宇治川上流地域の河川については、新たな市街地整備の進行など流域内の土地利用の状況を踏まえ河川改修の実施について検討する。

概ね 10 年間に 1 回程度(1/10)の降雨:毎年、1 年間にその規模を超える確率が 1/10(10%)である大雨。

洪水:ここでは、水文学^{すいもんがく}の定義で、降雨や融雪などにより河川の水位や流量が異常に増大すること。

表 1-3 整備目標

河川名	整備目標	将来目標	整備目標の考え方
古川・井川・名木川	1/10	1/30	・宇治川合流点の排水樋門の流下能力と整合を図る規模 (将来目標の実現に多大な時間と費用を要する)
東高瀬川	1/10	1/100	・掘削等により早期効果発現が可能な規模 (将来目標の実現に時間を要する密集市街地)
七瀬川	1/10	1/50	・ネック部改修等により早期効果発現が可能な規模 (将来目標の実現に時間を要する密集市街地)
旧安祥寺川・西野山川・西野山川支川・安祥寺川・四宮川(山科川の一部を含む)	1/10	1/30	・一次支川山科川や下流完了区間の流下能力と整合を図る規模 (将来目標の実現に多大な時間と費用を要する)
堂の川(木幡池)	1/30	1/30	・平成24年、平成25年と2年連続で浸水被害が発生し、これらの浸水被害を概ね解消する将来計画規模で整備を実施。(平成24年8月洪水は浸水被害解消、平成25年台風18号は床上浸水被害解消)
弥陀次郎川・戦川・新田川	1/50	1/50	・築堤区間を有し小規模断面であるため将来計画規模とする
志津川	1/10	1/10	・下流区間と整合を図る規模(概ね平成24年8月洪水に対応)

古川及び山科川の流域については、市街化の進展状況と、これまでの河川改修に合わせ整備された橋梁・樋門など関連施設の設置状況から、従来の河道改修方式のみで将来目標の治水安全度を確保することが困難な状況にあるため、貯留・浸透施設の普及・拡大など流域全体での総合的な治水対策について、下水道事業者など関係機関とも連携し検討を進める。

また、特に古川など都市河川の流域では、近年頻発する局地的な集中豪雨等による浸水被害の軽減に向けて、流域における効果的な雨水の流出抑制対策をさらに進める。

その他の河川についても、局部的な改良、洪水等による被災箇所の復旧、治水上の支障となる堆積土砂の除去、堤防除草等により治水機能の維持に努める。さらに、整備途上に発生する洪水や目標を上回る洪水による被害を最小限に抑えるため、ハード面の対策だけではなく、ソフト対策を組み合わせた効果的な治水対策に努める。

表 1-4 (参考) 府内河川の重要度分布表

河川砂防技術基準(案)			備考
河川区分	河川の重要度	計画の規模(超過確率年)	
一級河川の主要区間	A級	200以上	直轄
	B級	100~200	
一級河川のその他区間 および二級河川	C級	50~100	淀川支川(都市)
	D級	10~50	淀川支川(一般)
			由良川支川(都一)
			二級水系(都一)
E級	10以下		

※ 国土交通省河川砂防技術基準計画編(平成17年11月)より

1.2.4. 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標

宇治川圏域の市街地を貫流する地区において、貴重なオープンスペースやうるおい空間としての水辺利用や、豊かな自然環境を活かした水辺利用など、適正な水辺利用が図られるように努める。さらに、良好な水質、水量、多様な生物の生息・生育・繁殖環境の保全など流水の正常な機能が維持されるよう努める。

特に、貴重な自然環境を有する堂の川（木幡池）においては、まちづくりと一体となった河川空間整備を地域住民や関係市と連携・協働し進める。

表 1-5 整備の優先度が高い河川（水辺利用）

河川名	整備目標	河川の状況
堂の川(木幡池)	・河川空間整備	・まちづくりと一体となった整備（京都市・宇治市と連携）

1.2.5. 河川環境の整備と保全に関する目標

河川本来の変化に富んだ水辺の創出など、多様な生物が生息・生育・繁殖する豊かな自然環境の保全・再生に配慮した河川整備に努める。

河道内の堰や落差工により縦断方向の連続性が損なわれている箇所については、外来種の生息域の拡大を抑制しつつ、必要に応じ魚道整備等を検討する。

また、河川工事の際には、河川に生息する生物など生態系への影響を最小限に抑えるため、濁水及び土砂の流下防止に努めるとともに、必要に応じて木材等の自然素材の活用に努める。さらに、景観形成に係る指針に則り、貴重な文化財や優れた景観など歴史や周辺環境との調和に配慮した河川整備に努める。

第2章 河川の整備の実施に関する事項

2.1. 河川工事の目的、種類及び施行の場所

2.1.1. 河川工事の目的、種類及び施行の場所（治水）

（1）古川、井川、名木川

古川、井川、名木川は、「河川の流下能力」、「流入先の宇治川との整合性」、「近年水害の発生状況」などを考慮し、管理区間の全区間を整備対象として設定し、概ね10年に1回程度の降雨により予想される洪水を安全に流下させることを目標に、整備を実施する。

整備区間 古川：宇治川への合流点から一級河川起点まで延長約8,500m

整備区間 井川：古川への合流点から一級河川起点まで延長約3,160m

整備区間 名木川：古川への合流点から一級河川起点まで延長約1,840m

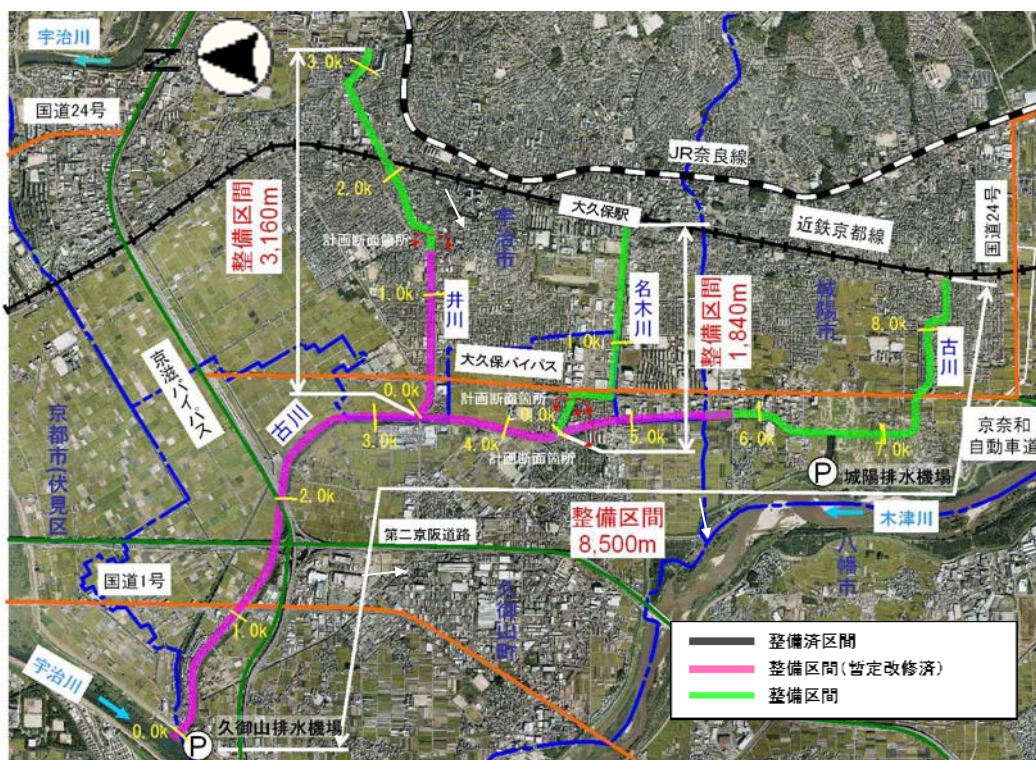


図 2-1 古川、井川、名木川の整備区間

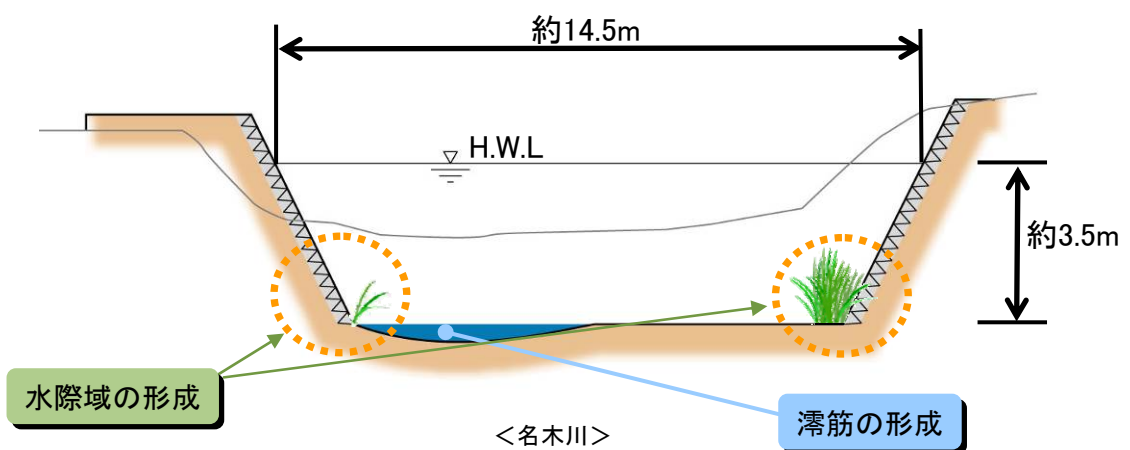
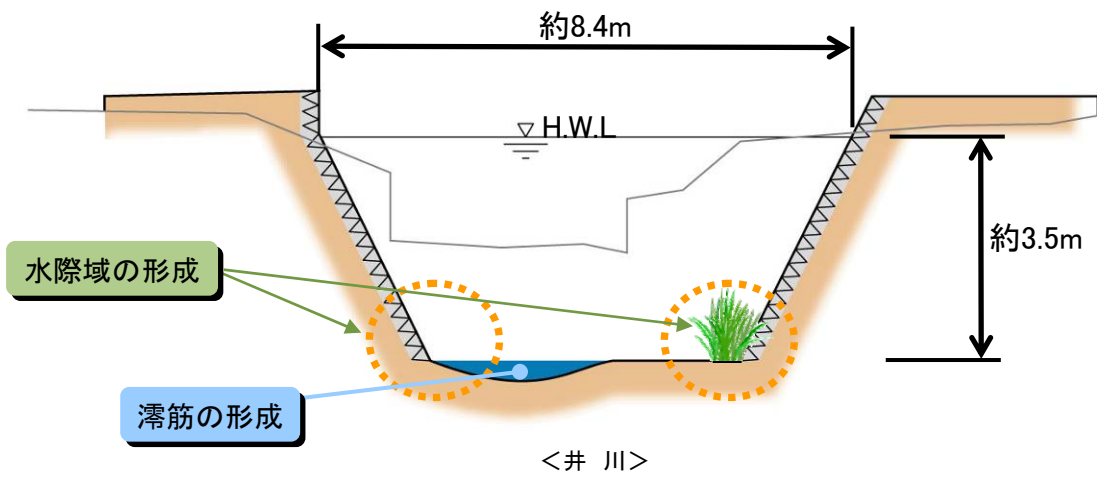
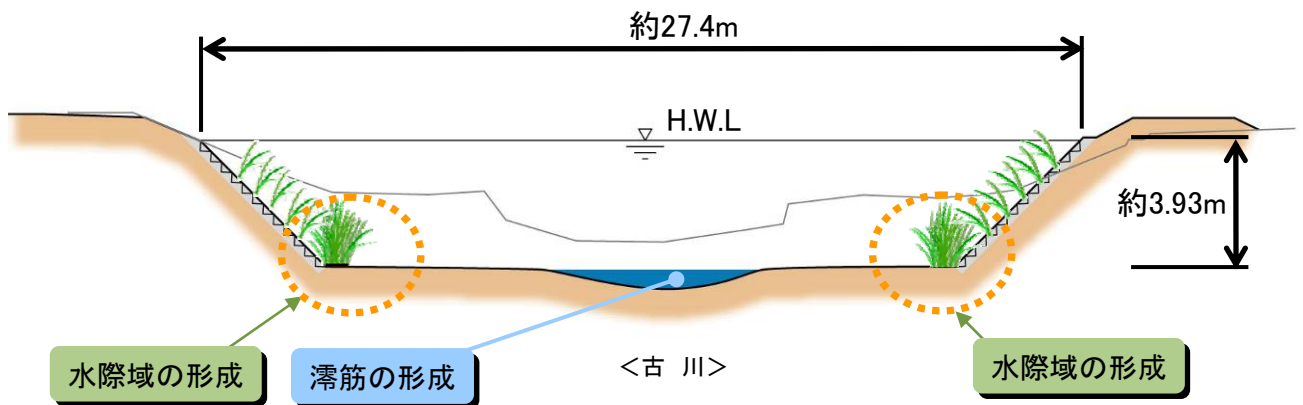


図 2-3 古川、井川、名木川標準横断面図

(2) 東高瀬川

東高瀬川は、「河川の流下能力」、「川沿いの資産の有無」、「下水道施設との整合性」、「近年水害の発生状況」などを考慮し、下記の区間を整備対象区間として設定し、概ね10年に1回程度の降雨により予想される洪水を安全に流下させることを目標に、整備を実施する。

整備区間：国道24号橋梁直下から一級河川起点まで延長約1,100m

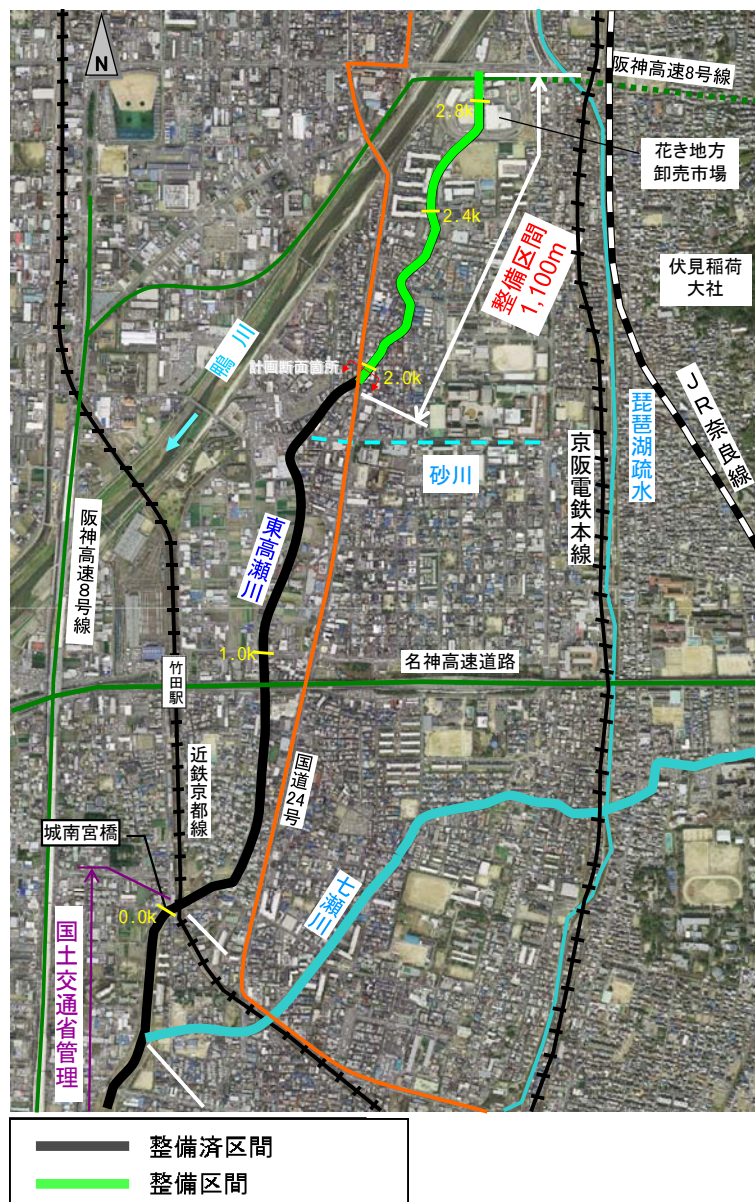


図 2-4 東高瀬川の整備区間

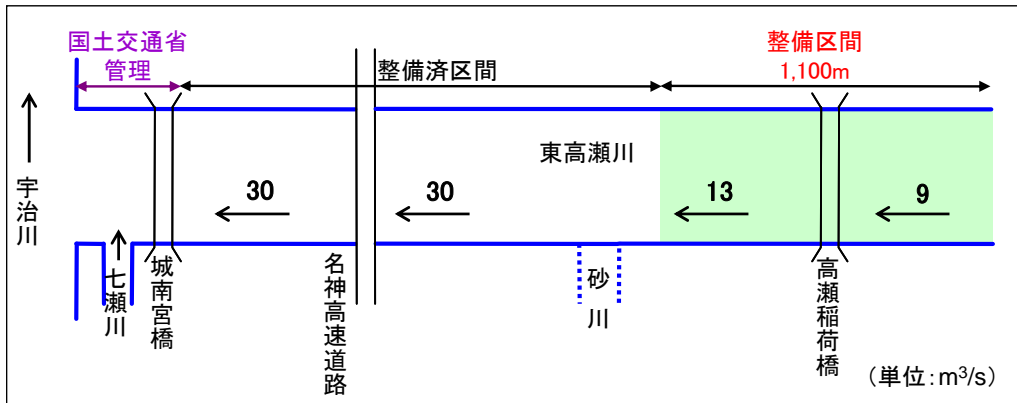


図 2-5 東高瀬川計画流量配分図 (1/10 規模)

東高瀬川では、都市下水路整備の進捗と整合を図りながら、河床掘削により河川の断面を広げ、流下能力の向上を図る。また、関係する橋梁等の改築を実施する。

なお、河床の中央を掘り下げ滯筋を設けることにより平常時の水深を確保するとともに、河岸保護に自然石を用いるなど、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境の保全、復元及び創出に努める。

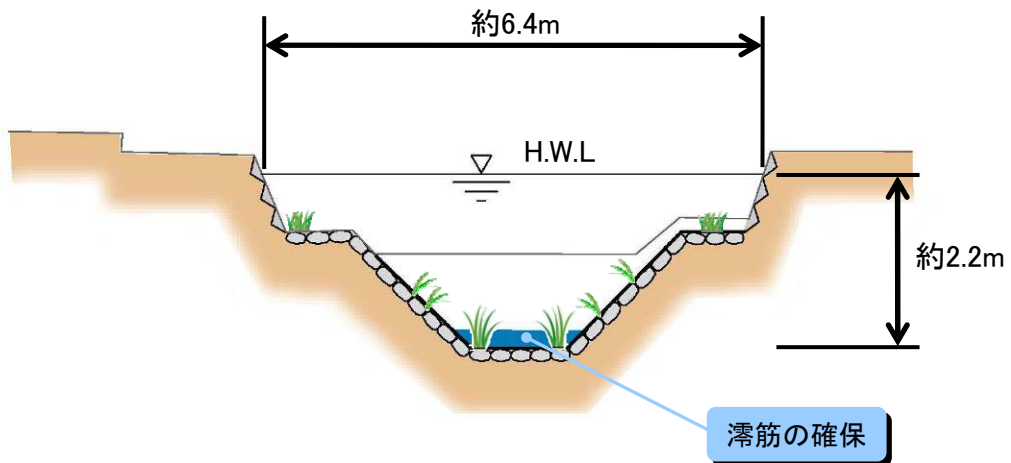


図 2-6 東高瀬川標準横断面図

(3) 七瀬川

七瀬川は、「河川の流下能力」、「川沿いの資産の有無」、「浸水被害の早期解消・軽減」、「近年水害の発生状況」を考慮し、下記の区間を整備対象区間として設定し、概ね 10 年に 1 回程度の降雨により予想される洪水を安全に流下させることを目標に、整備を実施する。

整備区間：二層式河川上流端から遊水地地点まで延長約 2,000m

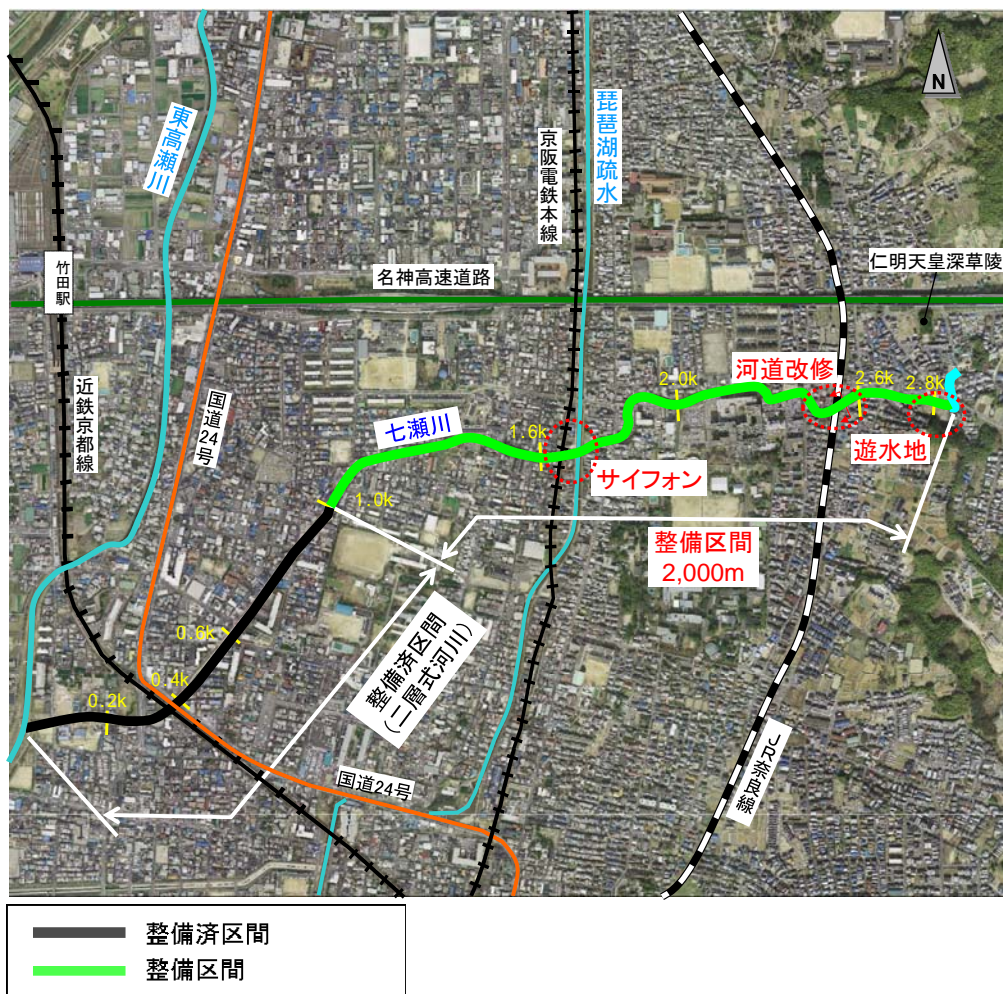


図 2-7 七瀬川の整備区間

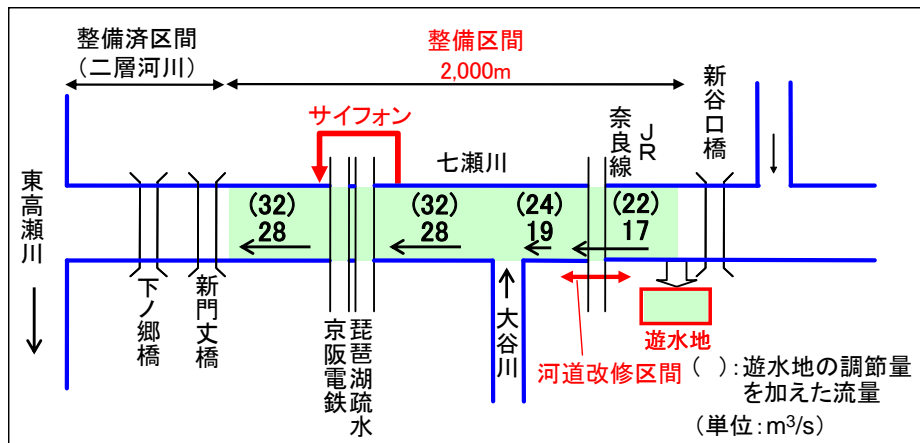


図 2-8 七瀬川計画流量配分図 (1/10 規模)

七瀬川では、JR 奈良線付近で河道拡幅と河床掘削により河川の断面を広げ、流下能力の向上を図る。また、京阪電鉄・琵琶湖疏水との交差部では、サイフォンの改築を実施する。さらに、上流部に遊水地を整備し、河道流量の低減を図る。

なお、横断計画においては、将来目標 (概ね 50 年に 1 回程度の降雨により予想されるの洪水を安全に流下させる) に基づいた護岸整備を行い、上下流の現況縦断に整合した河床高に埋め戻すこととする。

また、川床の幅を広くとり、水際に植生を促し、自然の営力による瀬や淵、澁筋などの形成を図るとともに、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境の保全、復元及び創出に努める。

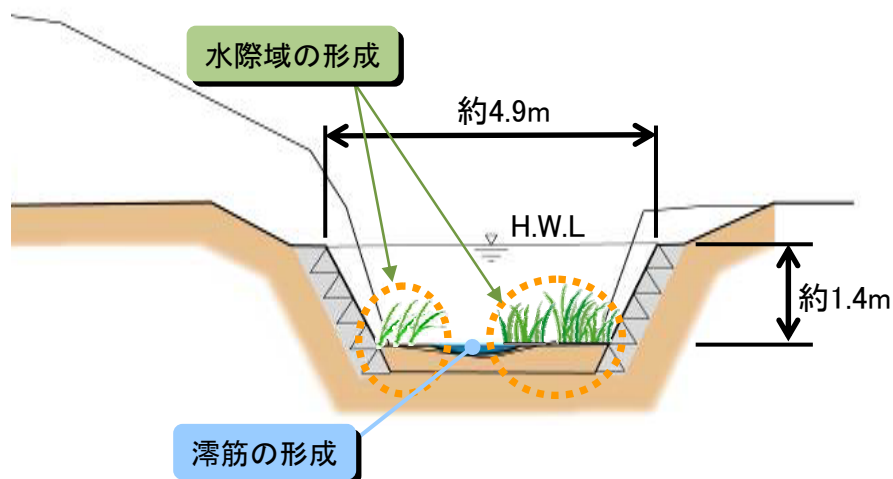


図 2-9 七瀬川標準横断面図

(4) 旧安祥寺川

旧安祥寺川は、「河川の流下能力」、「川沿いの資産の有無」、「上下流（本支川）バランス」、「近年水害の発生状況」を考慮し、下記の区間を整備対象区間として設定し、概ね 10 年に 1 回程度の降雨により予想される洪水を安全に流下させることを目標に、整備を実施する。

整備区間：JR 東海道本線直下から一級河川起点まで延長約 1,393m

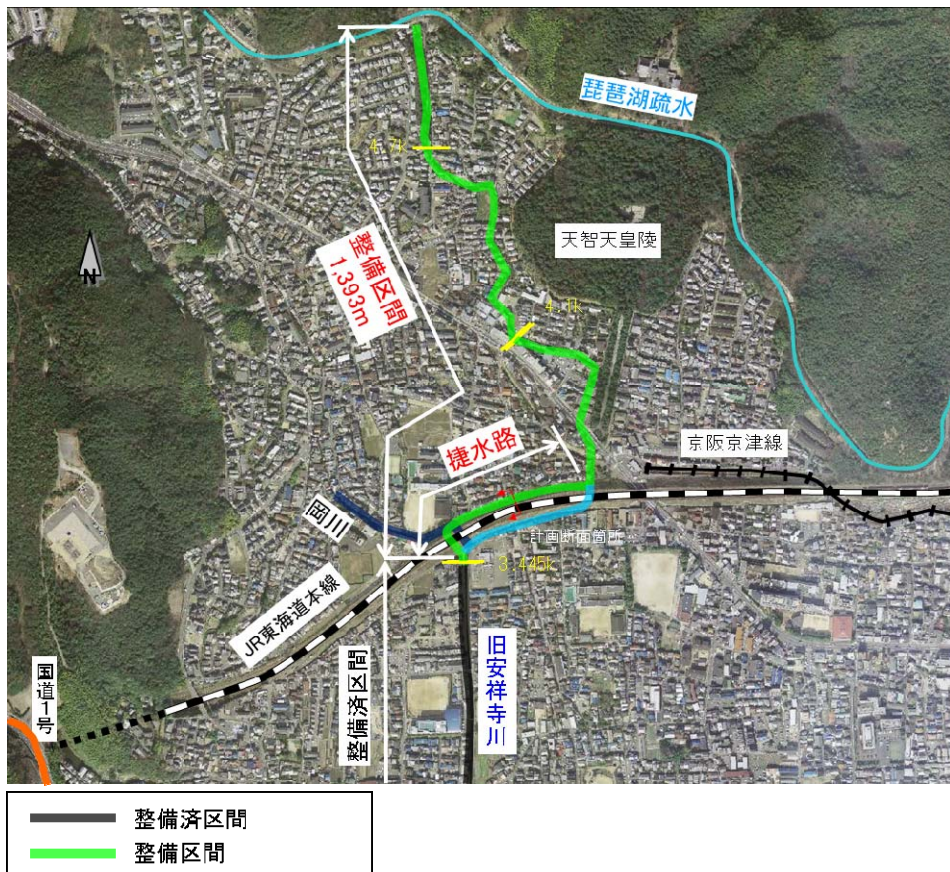


図 2-10 旧安祥寺川の整備区間

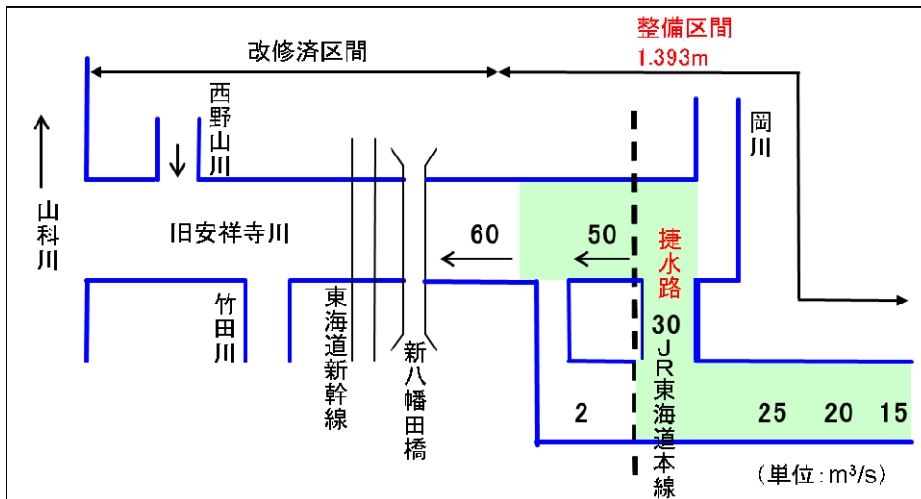


図 2-11 旧安祥寺川計画流量配分図 (1/10 規模)

旧安祥寺川では、河道拡幅と河床掘削により、河川の断面を広げ、流下能力の向上を図る。また、関係する橋梁等の改築を実施する。JR 東海道本線との横断部については、新たに水路トンネルを築造する。また、JR 東海道本線の北側に暗渠の捷水路^{しょうすいる}を新設し、準用河川岡川と合流させた後、水路トンネルに導水する。

なお、河道整備に際しては、川床の幅を広くとり、水際に植生を促し、自然の営力による瀬や淵、澗筋などの形成を図るとともに、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境の保全、復元及び創出に努める。

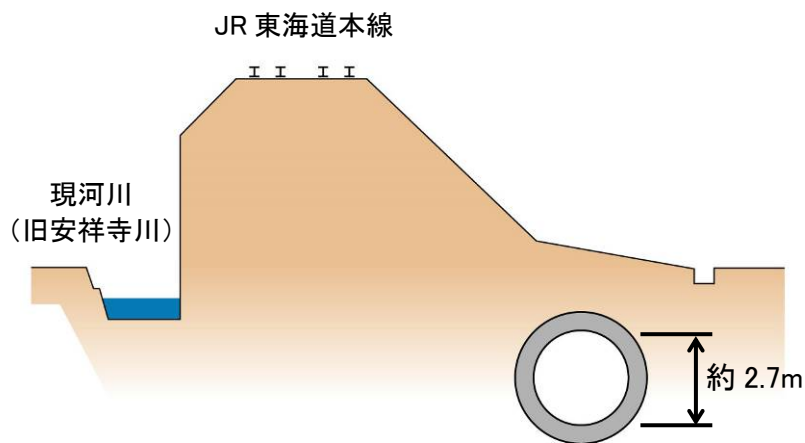


図 2-12 旧安祥寺川標準横断面図

捷水路(しょうすいる)：河川の蛇行部をショートカットし、洪水を早く下流へ流すために人工的に開削した水路

(5) 西野山川・西野山川支川

西野山川・西野山川支川は、「河川の流下能力」、「川沿いの資産の有無」、「上下流(本支川)バランス」、「近年水害の発生状況」を考慮し、下記の区間を整備対象区間として設定し、概ね10年に1回程度の降雨により予想される洪水を安全に流下させることを目標に、整備を実施する。

整備区間 西野山川(捷水路)：西野山支川との合流点上流から捷水路上流端まで延長約130m

整備区間 西野山川支川：西野山支川上流から一級河川起点まで延長約98m

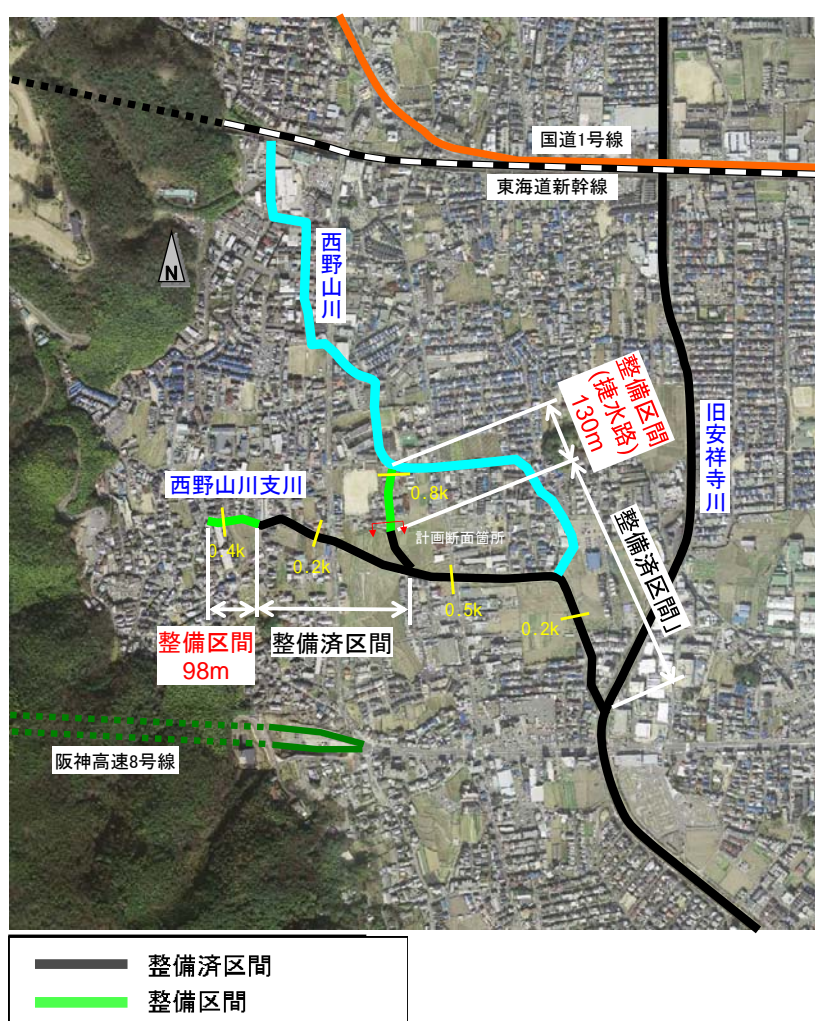


図 2-13 西野山川・西野山川支川の整備区間

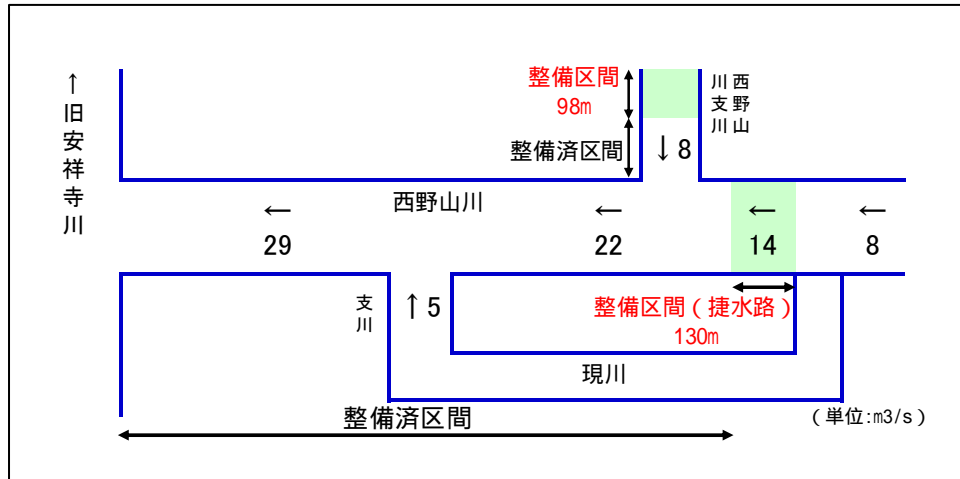


図 2-14 西野山川・西野山川支川計画流量配分図 (1/10 規模)

西野山川では、捷水路新設により流下能力の向上を図る。また、関係する橋梁等の改築を実施する。

西野山川支川では、河道拡幅と河床掘削により、河川の断面を広げ、流下能力の向上を図る。また、関係する橋梁等の改築を実施する。

なお、川床の幅を広くとり、水際に植生を促し、自然の営力による瀬や淵、澁筋などの形成を図るとともに、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境の保全、復元及び創出に努める。

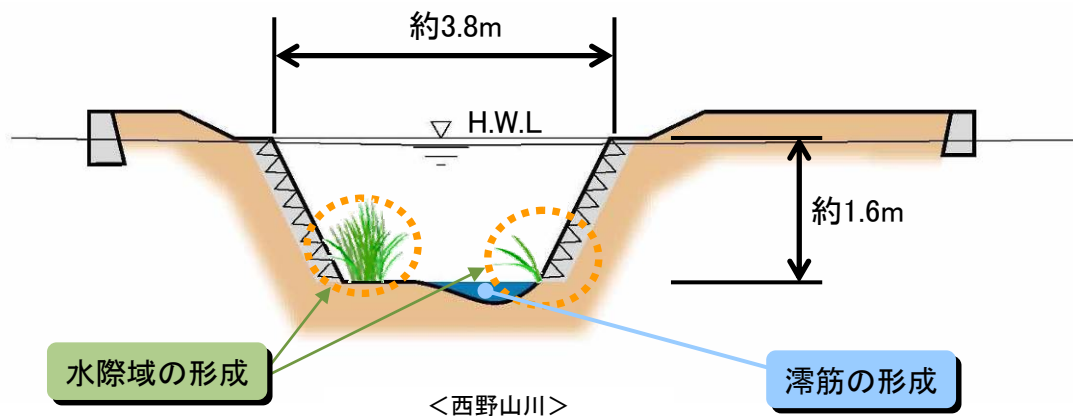


図 2-15 西野山川・西野山川支川標準横断面図

(6) 弥陀次郎川

弥陀次郎川は、「河川の流下能力」、「川沿いの資産の有無」、「近年水害の発生状況」を考慮し、下記の区間を整備対象区間として設定し、概ね 50 年に 1 回程度の降雨により予想される洪水を安全に流下させることを目標に、整備を実施する。

なお、平成 24 年府南部豪雨災害で堤防が決壊し広範囲に浸水被害が発生した天井川区間を対象に、河床の切り下げ工事を緊急に実施し再度災害の防止を図り、天井川区間約 540m の切り下げが平成 27 年 5 月に完了した。

整備区間：雲雀橋上流から一級河川起点まで延長約 1,195m



図 2-16 弥陀次郎川の整備区間

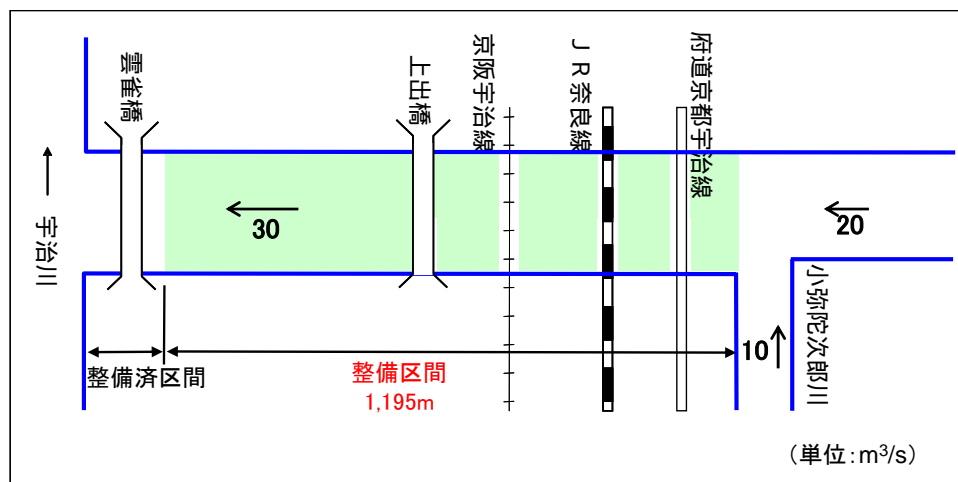


図 2-17 弥陀次郎川計画流量配分図 (1/50 規模)

弥陀次郎川では、河道拡幅と河床掘削により河川の断面を広げ、流下能力の向上を図る。また、関係する橋梁等の改築を実施する。

なお、川床の幅を広くとり、水際に植生を促し、自然の営力による瀬や淵、滯筋などの形成を図るとともに、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境の保全、復元及び創出に努める。

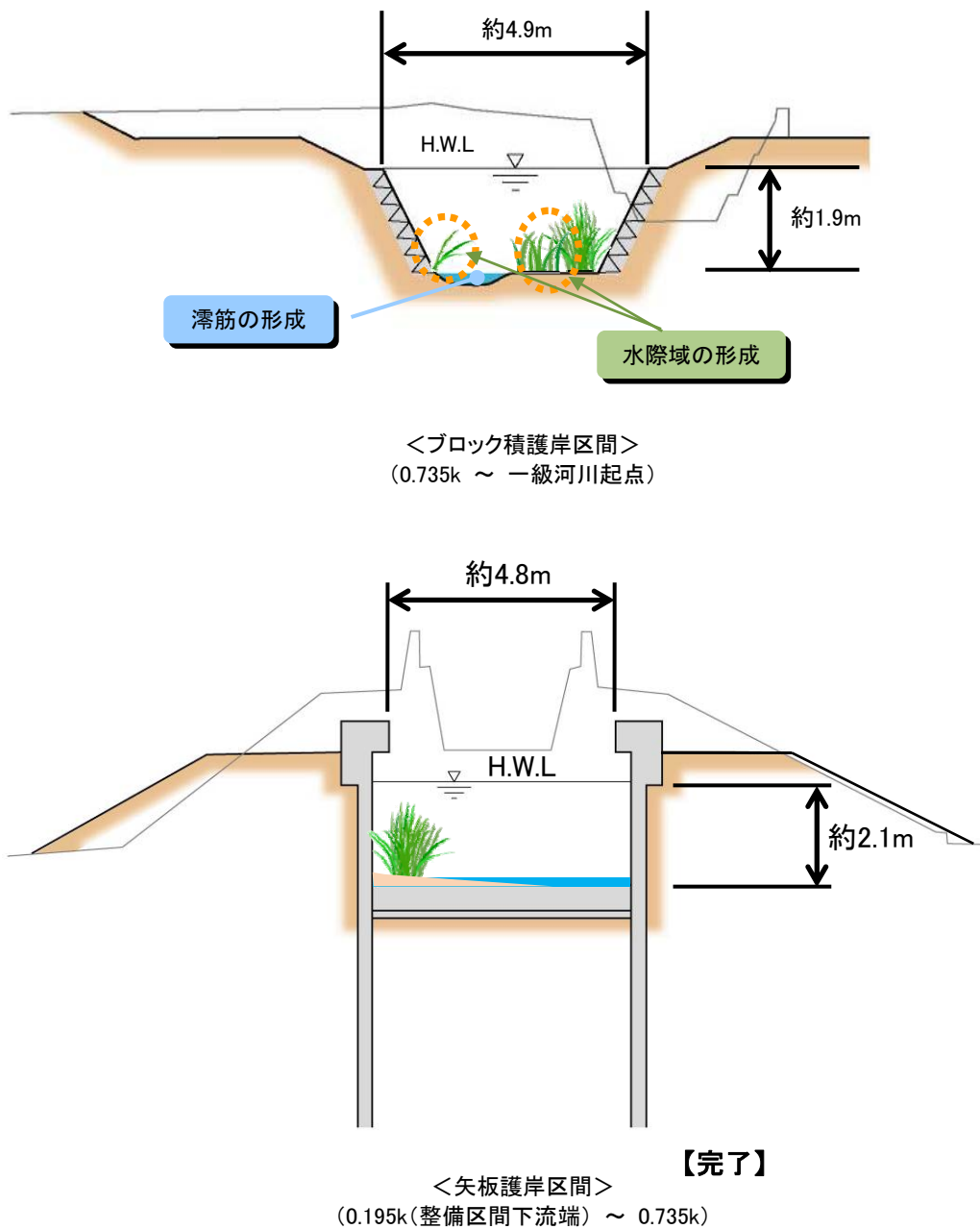


図 2-18 弥陀次郎川標準横断面図

(7) 戦川・新田川

戦川・新田川は、「河川流下能力」、「川沿いの資産の有無」、「近年水害の発生状況」を考慮し、下記の区間を整備対象区間として設定し、概ね 50 年に 1 回程度の降雨により予想される洪水を安全に流下させることを目標に、整備を実施する。

整備区間 戦川：京阪宇治線上流から府道京都宇治線下流まで延長約 220m
 府道京都宇治線上流から一級河川起点まで延長約 274m

整備区間 新田川：JR 奈良線下流から一級河川起点まで延長約 326m

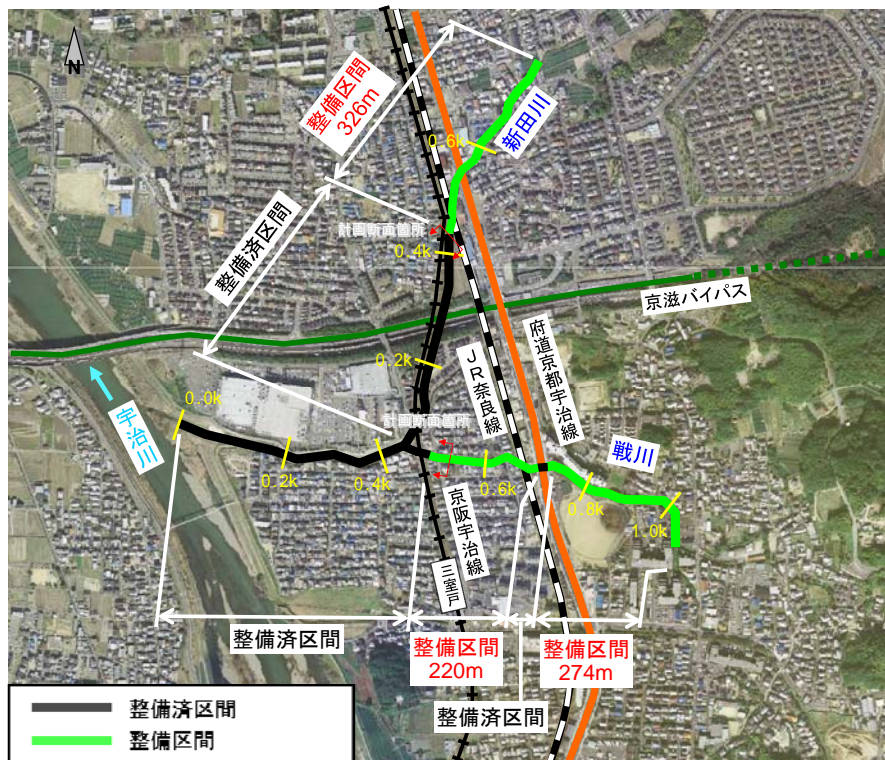


図 2-19 戦川・新田川の整備区間

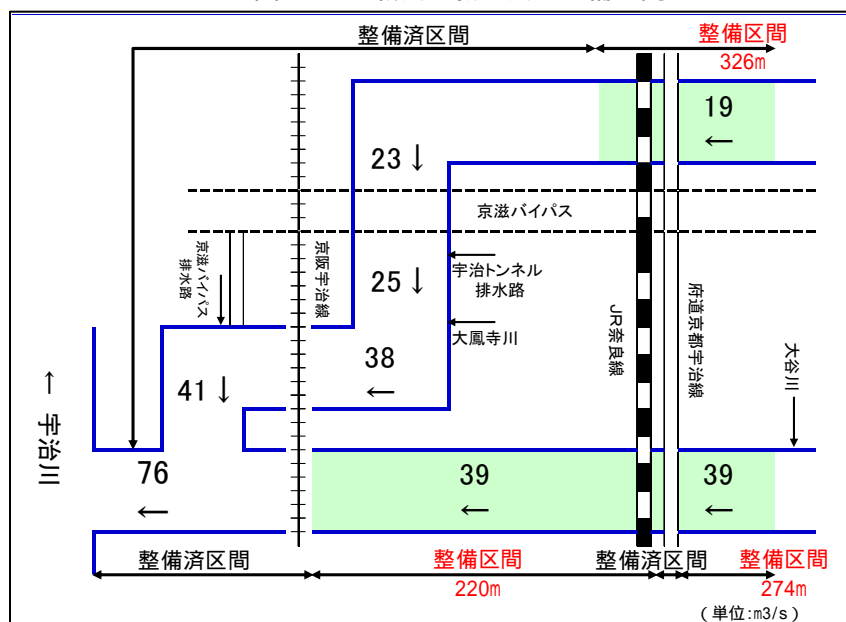


図 2-20 戦川・新田川計画流量配分図 (1/50 規模)

戦川では、河道拡幅と河床掘削により、河川の断面を広げるとともに下流区間での天井川の切り下げによる水位低下効果も加えて、流下能力の向上を図る。また、関係する橋梁等の改築を実施する。

なお、川床の幅を広くとり、水際に植生を促し、自然の営力による瀬や淵、滯筋などの形成を図るとともに、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境の保全、復元及び創出に努める。

新田川では、河道拡幅と河床掘削により、河川の断面を広げ、流下能力の向上を図る。また、関係する橋梁等の改築を実施する。

なお、新田川は、河床勾配が急なことから河床をコンクリート張りとする必要があるため、滯筋を設け平常時の水深を確保するなど、可能な限り生物の生息環境の保全に配慮する。

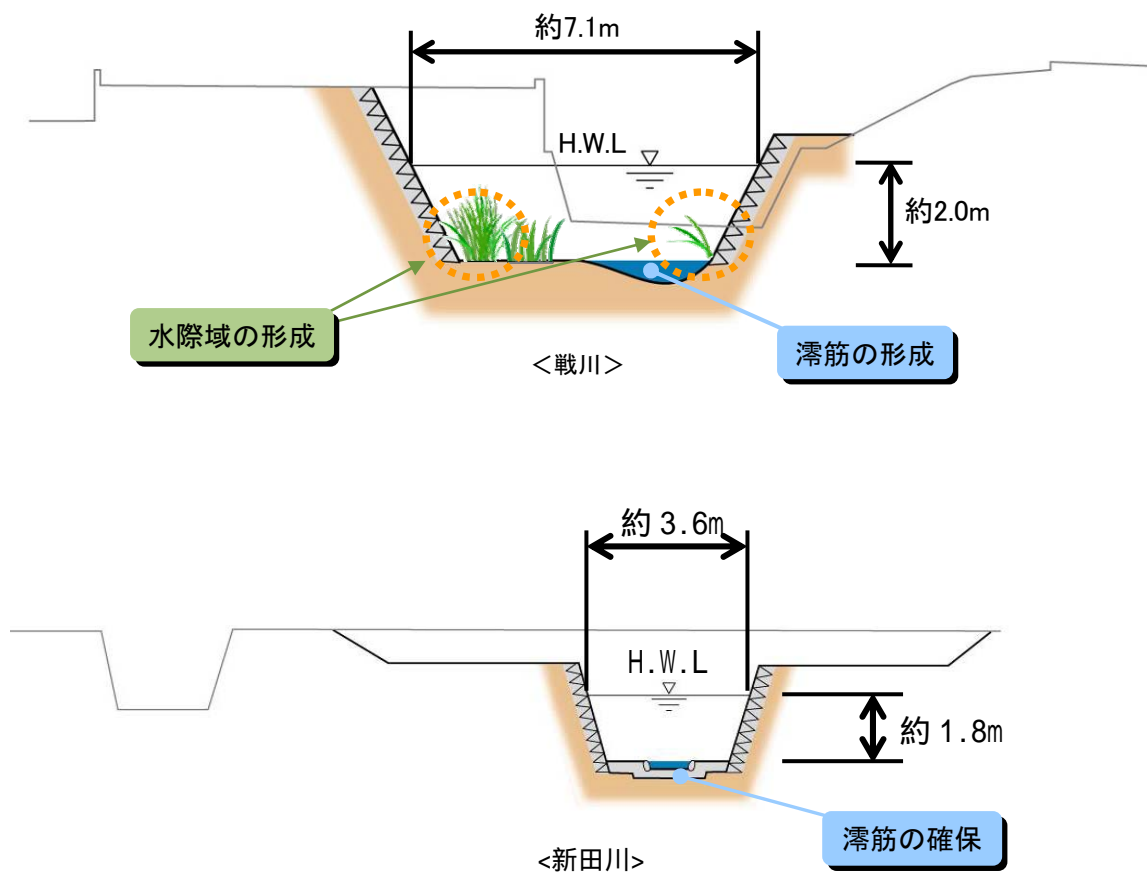


図 2-21 戦川・新田川標準横断面図

(8) 志津川

志津川は、「河川の流下能力」、「上下流バランス」、「近年水害の発生状況」を考慮し、下記の区間を整備対象区間として設定し、概ね 10 年に 1 回程度の降雨により予想される洪水においても家屋浸水被害を生じさせないことを目標に、整備を実施する。

平成 24 年 8 月豪雨では河川が氾濫し家屋流出など大きな被害が発生した。このため、被災箇所の原型復旧にとどめず、河積拡大と護岸整備により治水安全度の向上を図るとともに、河川防災情報の共有や啓発などにおいて地域が行う防災・減災活動への支援に努める。

なお、志津川については、平成 27 年 7 月に対象区間の整備が完了した。

整備区間：志津川 3 号橋下流から堰上流まで延長約 391m



図 2-22 志津川の整備区間

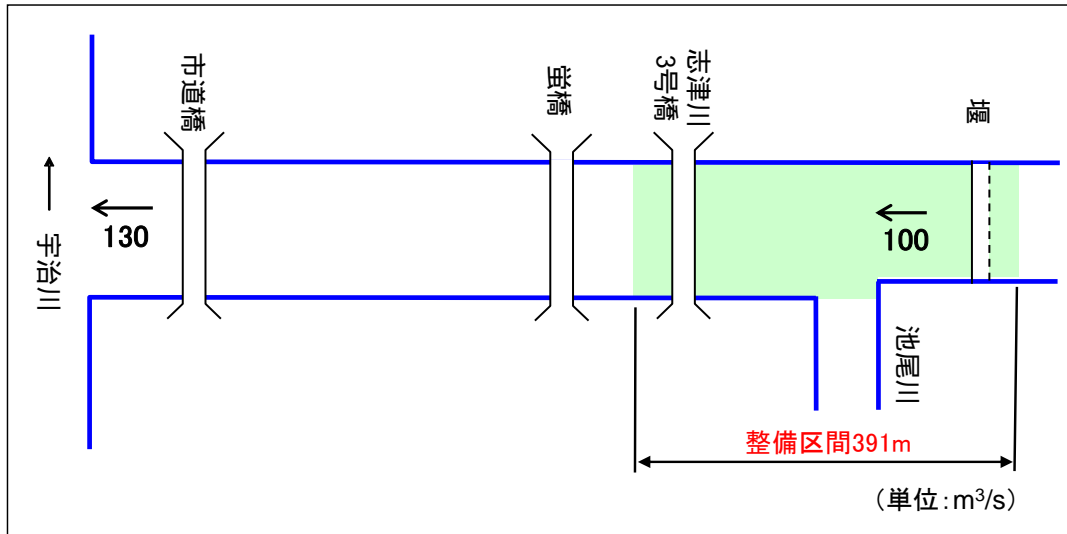


図 2-23 志津川計画流量配分図 (1/10 規模)

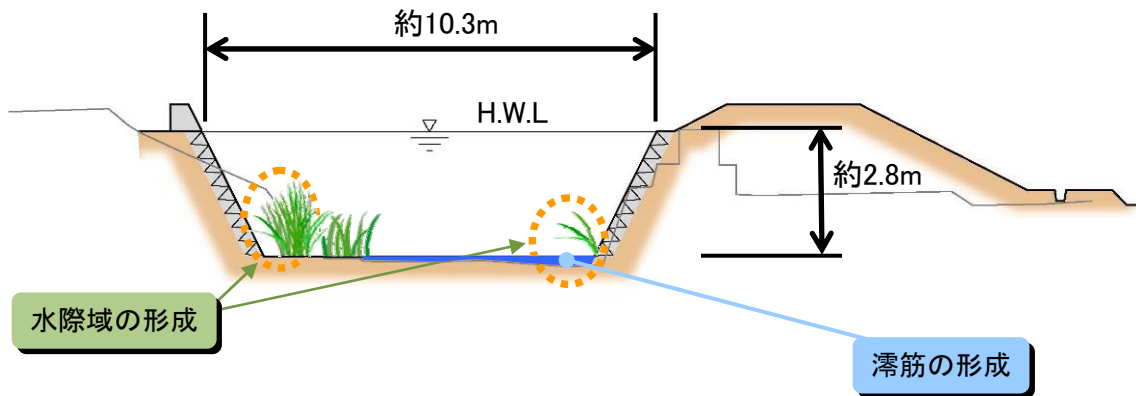


図 2-24 志津川標準横断面図

(9) 安祥寺川

安祥寺川は、「河川の流下能力」、「川沿いの資産の有無」、「上下流バランス」、「近年水害の発生状況」を考慮し、下記の区間を整備対象区間として設定し、概ね10年に1回程度の降雨により予想される洪水においても浸水被害を生じさせないことを目標に、整備を実施する。

整備区間：府道四ノ宮四ツ塚線下流から JR 東海道本線上流まで延長約 500m

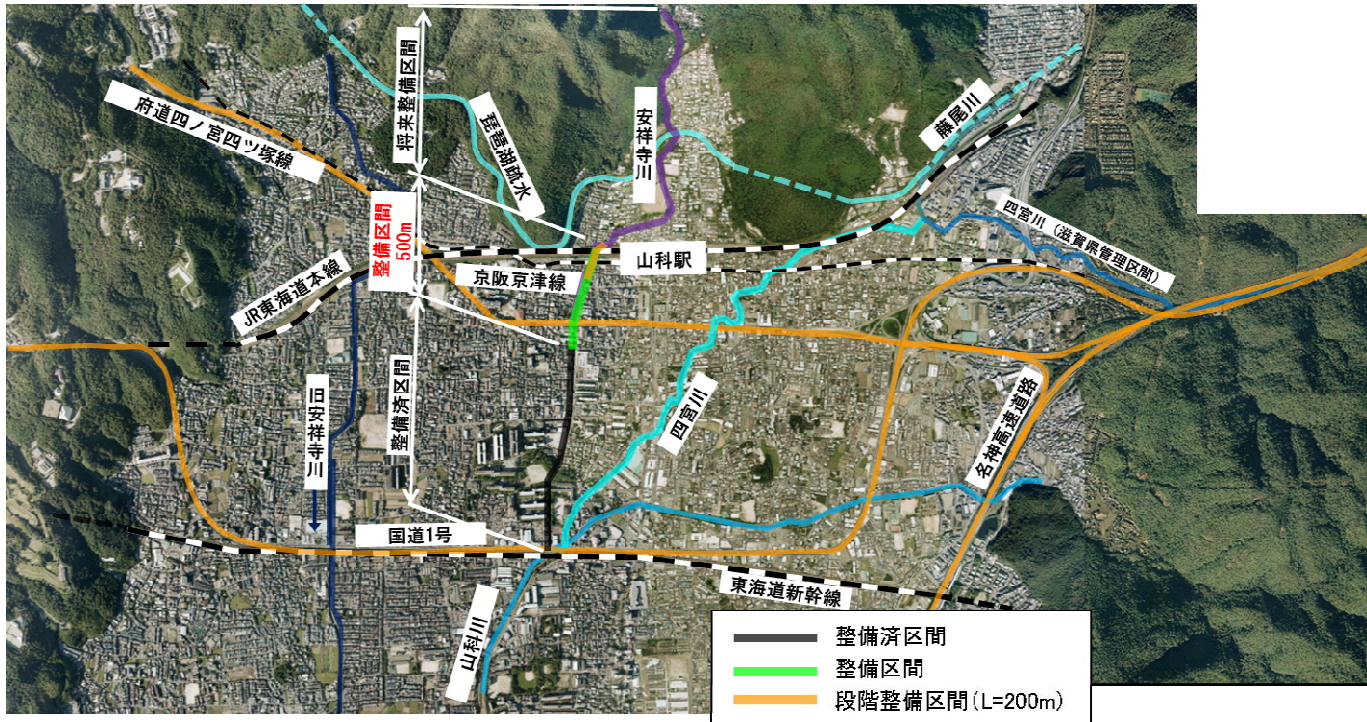


図 2-25 安祥寺川の本整備区間

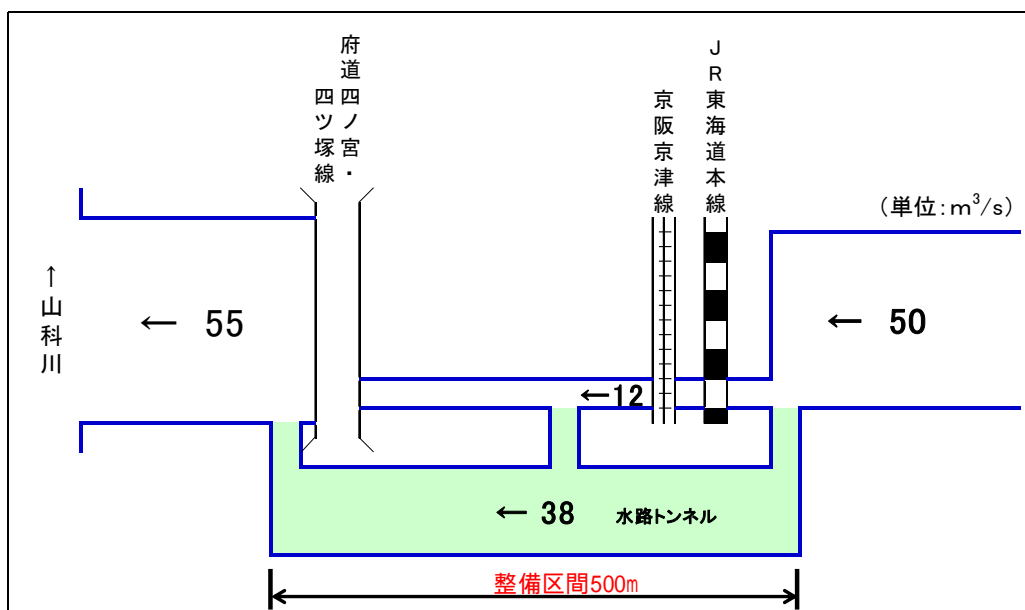


図 2-26 安祥寺川流量配分図

安祥寺川では、概ね 10 年に 1 回程度の降雨により予想される洪水に対し、浸水被害を解消することを目的とし、整備済区間上流端の府道四ノ宮四ツ塚線付近から JR 東海道本線上流まで約 500m の水路トンネルを築造する。

なお、事業効果が早期に発現するよう段階的に整備を行うこととし、第一段階として、特に流下能力の不足している JR 東海道本線及び京阪京津線交差部に約 200m の水路トンネルを築造し、次に、第二段階としてその下流側に約 300m の水路トンネルを築造する。

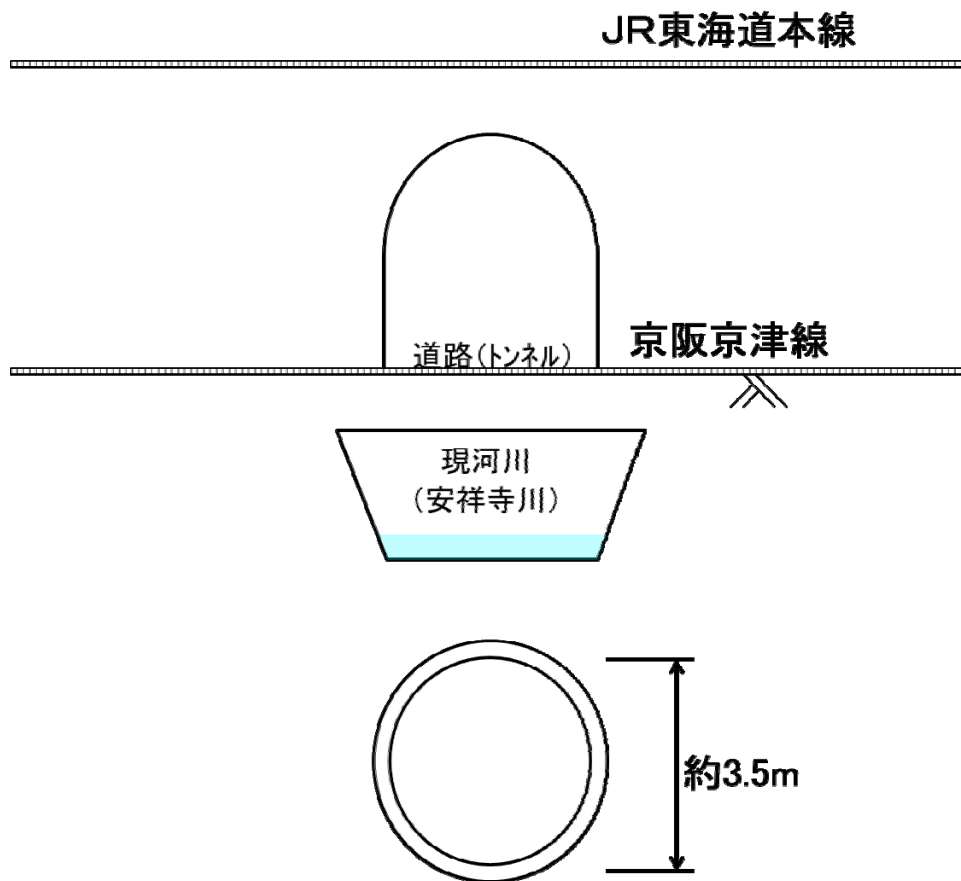


図 2-27 安祥寺川標準断面図

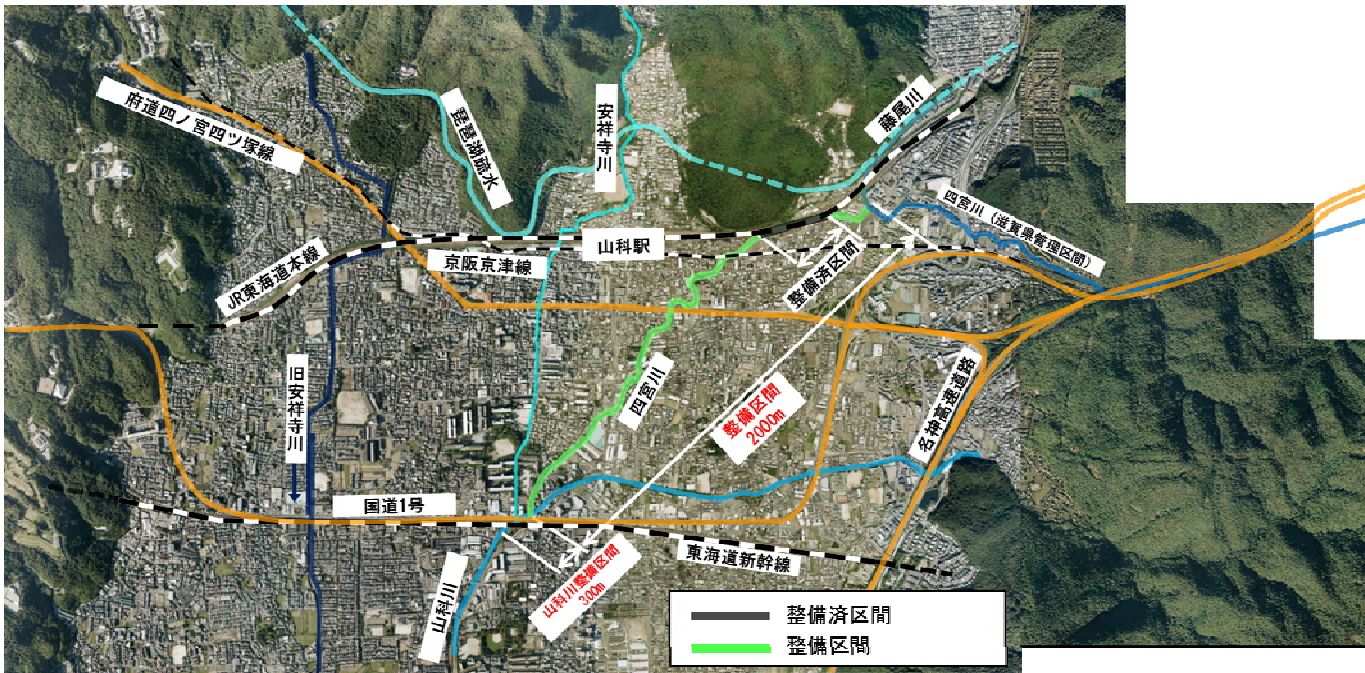
(10) 四宮川(山科川の一部を含む)

四宮川は、「河川の流下能力」、「川沿いの資産の有無」、「上下流バランス」、「近年水害の発生状況」を考慮し、下記の区間を整備対象区間として設定し、概ね10年に1回程度の降雨により予想される洪水においても浸水被害を生じさせないことを目標に、整備を実施する。

整備区間：山科川への合流点から藤尾川合流点まで延長約2000m

(JR東海道本線との並行区間除く)

山科川の四宮川合流点から下流約300m



四宮川の整備区間

図 2-28 四宮川(山科川の一部を含む)の整備区間

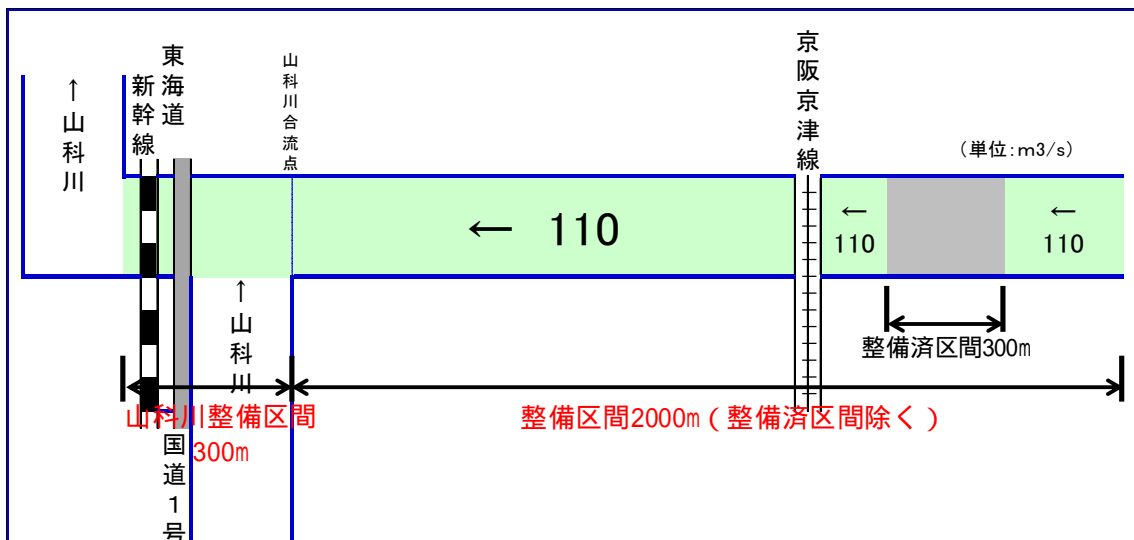


図 2-29 四宮川(山科川の一部を含む)流量配分図

四宮川では、河床掘削により河川の断面を広げ、流下能力の向上を図る。なお、事業効果が早期に発現するよう段階的に河川整備を行うこととし、第一段階として、平成25年台風18号で発生した浸水被害の解消を図ることを目標に改修を進め、第二段階として、概ね10年に1度の降雨により予想される洪水に対し、浸水被害を解消することを目標に河床掘削を行う。また、四宮川の改修に合わせて、山科川の流下能力が不足する区間について断面拡大を行う。

なお、水際に植生を促し、自然の営力による瀬や淵、淺筋などの形成を図るとともに、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境の保全、復元及び創出に努める。

また、整備にあたっては、矢板護岸の化粧パネルや親水空間の創出など、用地や技術上の制約の範囲内で、実施段階で可能な方法を検討の上、景観や河川利用に配慮する。

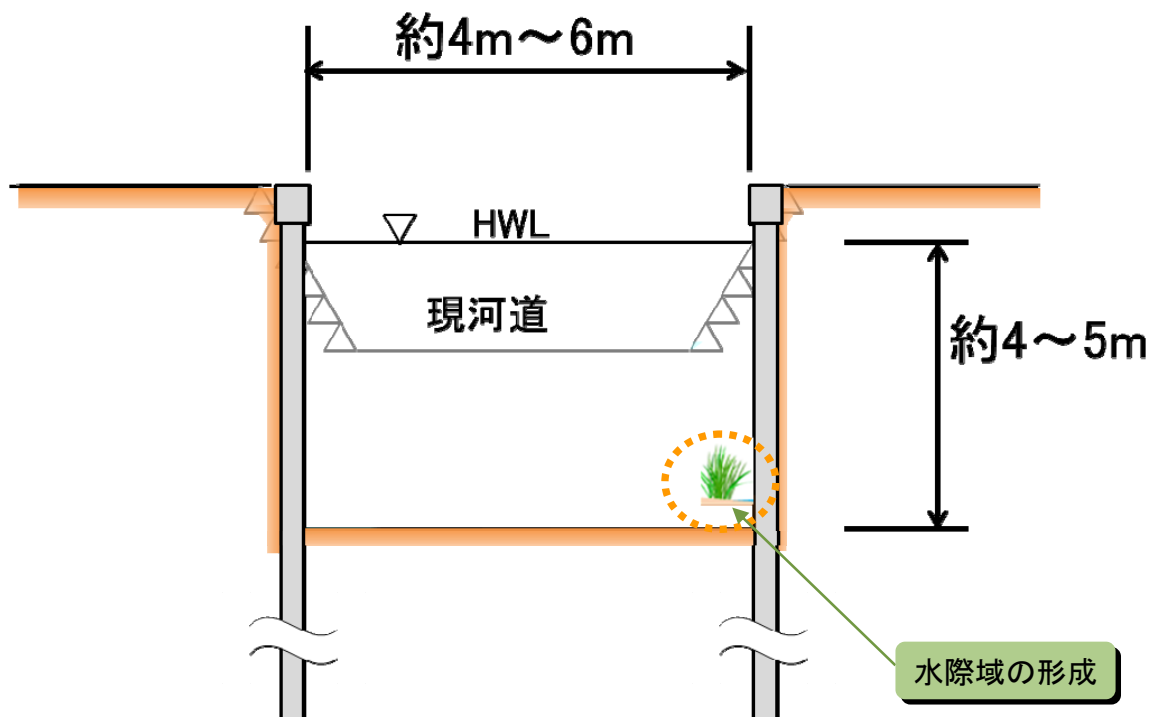


図 2-30 四宮川標準断面図

(11) 堂の川(木幡池)

堂の川(木幡池)は、「河川の流下能力」、「川沿いの資産の有無」、「近年水害の発生状況」を考慮し、下記区間を整備対象区間として設定し、概ね30年に1回程度の降雨により予想される洪水を安全に流下させることを目標に整備を実施する。

平成24年8月豪雨や平成25年台風18号では木幡池の周囲で浸水被害が発生した。

このため、木幡池の掘削や堤防の低い箇所の嵩上げ等の整備を行う。なお、整備に当たっては国の大島排水樋門の増設と連携して実施する。

また、木幡池では植物や鳥類などの貴重種が確認されており、整備に当たっては、木幡池が担う治水機能を確認しつつ、希少種である浮葉植物や抽水植物などの移植等による植物の生育環境や自然環境の保全による鳥類の生息環境や繁殖環境に配慮するとともに、木幡池周辺地域固有の動植物の生息・生育・繁殖環境の保全に努める。

整備区間：堂の川(木幡池)：池掘削、堤防の嵩上げ等



図 2-31 堂の川(木幡池)の整備区間

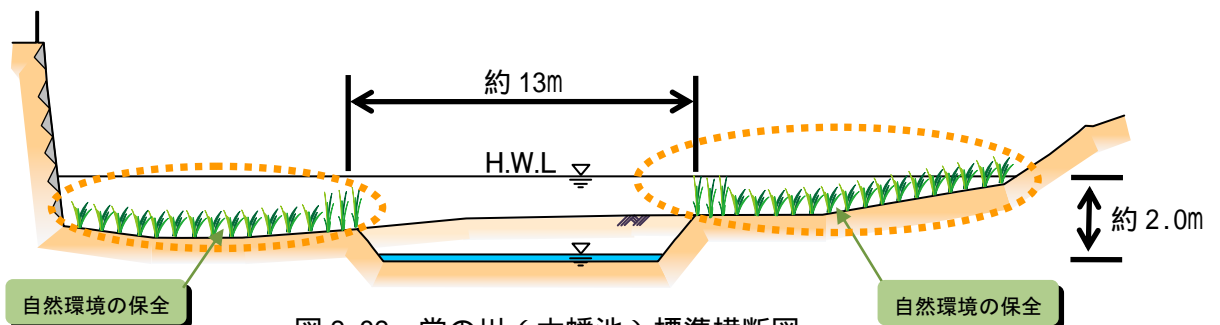


図 2-32 堂の川(木幡池)標準横断面図

2.1.2. 河川工事の目的、種類及び施行の場所（河川空間整備）

（1）堂の川(木幡池)

堂の川(木幡池)は、今後とも「木幡池かわまちづくり計画」に基づき、地域住民、地方自治体、河川管理者が連携・協働して、木幡池の環境を活かした地域づくりを進めることとし、木幡池が担うべき治水機能を確保しつつ、木幡池本来の自然環境への再生と自然を活かした水辺空間の創出を目指し、地域住民と木幡池との関わりを一層深め、日常の維持管理においても主体的に参画できるよう、地域に身近で親しまれる自然豊かな水辺環境づくりに取り組む。また、外来植物の繁茂に対しては、国など関係機関と連携を図りつつ、適切な維持管理に努める。

整備区間：大島樋門から上流の木幡池の範囲の面積約 13.5ha

※かわまちづくり支援制度

「かわまちづくり」は、住民・市町村等と河川管理者が連携し河川空間とまちの空間の融合が図られた、良好な空間形成を目指す取り組みで、市町村等において立案された計画に基づき、地域づくりをフォローアップする「ソフト支援」、河川空間創出のため治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設を整備する「ハード支援」を実施する制度。



図 2-33 堂の川(木幡池)の整備区間

2.1.3. 河川の局所的な改良工事について

必要に応じて局所的な改良工事を実施し、また、洪水等により被災した場合には直ちに復旧を行うなど、状況に即した適切な対応に努める。

2.2. 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

2.2.1. 河川の維持の目的

治水、利水及び環境の観点から調和のとれた、機能が十分に発揮できるような維持管理に努める。

2.2.2. 河川の維持の種類及び施行の場所

(1) 河川の維持管理

河川管理施設については、洪水を安全に流下させるため、定期的に河川巡視や施設等の点検を行い、危険箇所や老朽箇所の早期発見とその補修に努める。また、施設の更新や点検・補修に関する履歴については的確に記録し、適切な維持管理と被災時の早期復旧などへの活用を図る。

河道内において樹木の繁茂や土砂の堆積が著しく洪水の流下に障害となる場合は、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境に配慮しつつ樹木の伐採や堆積土砂の除去を行い、河川断面の確保に努める。

また、草木の繁茂が環境維持や河川管理上の支障となる場合は、関係機関の協力を得ながら定期的な堤防除草を実施するとともに、地元住民団体が主体的に実施する除草やゴミ拾いなど河川愛護活動の支援等に努める。

堂の川は、大島排水機場と連携した木幡池の貯留効果が十分発揮されるよう、国とも調整を図りながら、堆積土砂の浚渫など貯水容量の確保のため維持管理に努める。

城陽排水機場については、日常の保守点検及びライフサイクルコストの縮減を念頭に、計画的な補修・補強・更新等により施設の機能保全を図る。

宇治川下流右岸に流入する弥陀次郎川、戦川・新田川などでは、平成24年府南部豪雨で多量の土石と流木が市街地まで流下し被害を大きくした。これら河川の特性を踏まえ、土石流や流木の発生と流下を抑制するなど流域が一体となった取り組みについて地域や関係機関と連携を図る。

(2) 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

本圏域では、かんがい用水などとして利用される河川水について、流水の正常な機能を維持し適正な河川管理を行うため、雨量、水位、流量観測及び水質調査等データの蓄積と分析による状況把握に努め、今後の水利用の適正化や必要な流量の確保に向け利水者や関係機関と調整を図る。また、河川整備に伴い取水施設等の改築が必要となる場合は、利水者と調整を図り従前の利水機能の確保に努める。

(3) 河川環境の整備と保全

1) 水質

水質の経年変化に注目し、情報共有など関係機関と連携を図りながら安定した水質の維持、向上に努める。特に、近年も水質の改善がみられない市街地を流下する河川においては、関係機関や地域住民との連携・協働した水質向上への取り組みの啓発に努める。また、水質事故に対しては、関係機関との連携や情報伝達訓練の実施などにより、迅速な対応に努める。

2) 生物

地域住民や関係機関の理解と協力のもと、圏域本来の多様な動植物の生息・生育・繁殖環境を保全する。河川に生息する、特に地域固有性の高い生物については、定期的なモニタリング調査により経年的な生息状況の変化を把握し、対策を講じるなど生態系の保全に努める。

さらに、外来種については、有用種や在来種の生態に影響を及ぼすことが考えられるため、関係機関と連携し、適切な対策を検討のうえ対応に努める。特に魚道整備等により、河道の縦断方向の連続性の確保を行う場合には、外来種の侵入や生息域の拡大を誘発する恐れがあるため、その効果や影響を点検して効果や影響について学識者の助言を得て対応に努める。

3) 水辺空間

河川整備にあたっては、施設の配置や材料の選定等において、可能な限り貴重な文化財や優れた景観など周辺環境との調和に配慮した景観形成の推進に努める。また、うるおいのある水辺空間の利活用に努めるとともに、地域住民や市民団体などと連携して、親水性や利用者の安全性のある水辺空間を創出する取り組みを進める。

さらに、河川巡視を行い関係機関とも連携して、不法占用や不法投棄等の行為に対処する。

第3章 その他河川の整備を総合的に行うための必要な事項

3.1. 出水時における情報提供と連携体制の強化

近年、異常ともいわれる集中豪雨が頻発しており、あらゆる洪水に対して河川整備等だけで対応することは難しい状況となっている。平成24年京都府南部豪雨では激しい雨が急激な出水を引き起こし小河川の氾濫から市街地浸水が広がった。これら洪水時に被害を最小限に抑えるためには、ハード対策だけでなく、防災情報の提供や警戒避難体制整備などソフト対策を推進していく必要がある。このため、河川防災カメラの設置による河川状況の把握、水防警報河川・水位周知河川の指定、浸水想定区域図・洪水ハザードマップの作成及び公表、インターネット・携帯電話・地上波デジタル放送のデータ放送等の多様な媒体を通して、雨量水位情報の提供を行っている(図3-1)。



図 3-1 出水時における情報の提供

今後は、主要河川をはじめ、大きな被害が想定される天井川などへの雨量、水位等の観測機器の設置拡大により(図3-2)、出水時の的確な状況把握と迅速な情報伝達に努める。また、非常時にも正確なデータが速やかに取得・送信できるよう、日頃よりこれらの機器の十分な点検・維持を行うとともに、多様な媒体を通じた住民への情報提供に努め、気象庁等とも共同して洪水の予測精度の向上を図る。さらに、さまざまな降雨により発生する浸水の状況を詳細に表示した浸水マップを作成するなど、よりきめ細やかな、住民の避難活動に役立つ防災情報の公表等について検討を進める。また、これらの防災情報が有効に活用され、水害発生時の被害の軽減が図られるよう、市町と連携を図り、啓発イベントや防災・減災教育、避難訓練、地域の自主的な防災・減災活動の支援等を通じて、より効果的な運用や改善に努める。

また、国が管理する宇治川や木津川などの水位上昇に影響を受ける河川においては、防災情報の共有や地域住民への啓発などにおいて国や関係市町とも連携を図り、円滑な避難誘導の支援に努める。

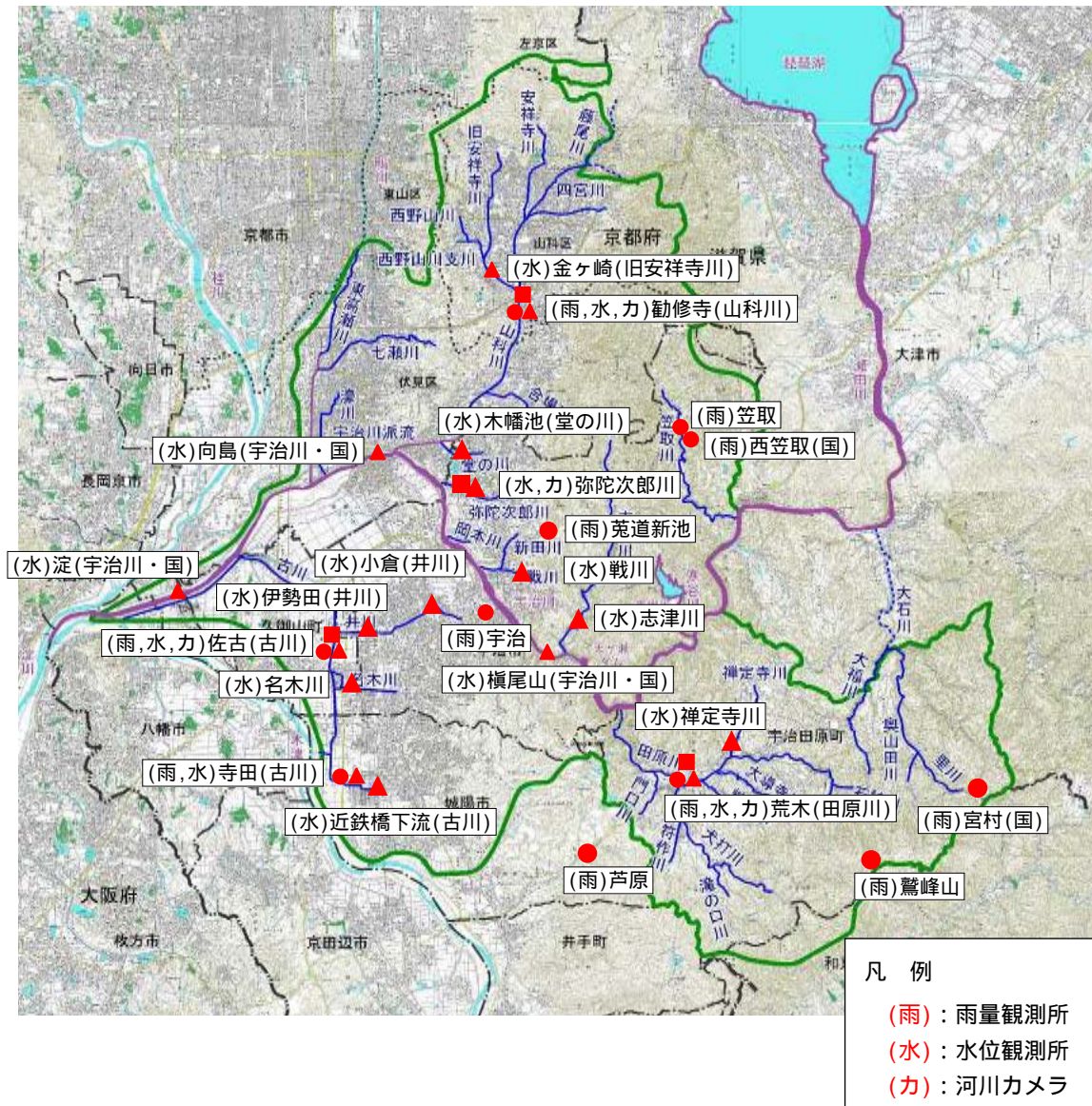


図 3-2 雨量・水位等の観測機器設置状況

3.2. 地域と連携した災害に強いまちづくり

洪水による被害をできるだけ軽減するため、土地利用の規制や誘導を含めたまちづくりについて、河川整備の進捗状況等を踏まえ関係市町と連携して検討する。また、流域の貯留・浸透機能を維持・強化するため、関係市町や地域と連携して森林・農地の保全や流域内貯留・浸透施設の整備を推進する（図3-3）。



出典: 淀川水系河川整備計画

図 3-3 貯留・浸透施設のイメージ

3.3. 地域住民との連携

河川整備にあたっては、地域特性や住民の意見を反映させた川づくりを目指し、地域にとってより河川に親しみを持てるような取組みとして、利用者の多い河川敷において整備内容を説明する看板の設置など、地域住民への情報提供に努める。

また、地域住民からの情報を活用して、外来種の生息実態とその変化などを的確に把握する。

河川の維持管理や安全な利用にあたっては、地域住民等と連携・協働した取り組みやイベントの開催により、地域と連携した河川行政の推進に努める（図 3-4）。

さらに、学校や地域との連携・協働により、河川を自然体験活動や環境学習等の場として積極的に活用し、自然環境とのふれあいの促進に努める。



図 3-4 山城うるおい水辺パートナーシップ登録団体による河川清掃活動（堂の川(木幡池)）